

第七十八回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 二 号

昭和五十一年十月七日(木曜日)委員長の指名で、次のとおり小委員及び小委員長を選任した。
恩給に関する小委員

大石 千八君 加藤 陽三君
木野 晴夫君 竹中 修一君
林 大幹君 三塚 博君
吉永 治市君 上原 康助君
大出 俊君 和田 貞夫君
中路 雅弘君 鬼木 勝利君
受田 新吉君 加藤 陽三君
恩給に関する小委員長

昭和五十一年十月十二日(火曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 渡辺美智雄君
理事 加藤 陽三君 理事 木野 晴夫君
理事 藤尾 正行君 理事 松本 十郎君
理事 上原 康助君 理事 大出 俊君
理事 中路 雅弘君
旗野 進一君 三塚 博君
山本 政弘君 和田 貞夫君
瀬長亀次郎君 鬼木 勝利君
鈴木 康雄君 受田 新吉君

出席政府委員

外務 大臣 小坂善太郎君
行政管理政務次官 増田 盛君
官 防衛施設庁長官 斎藤 一郎君
防衛施設庁施設部長 銅崎 富司君
防衛施設庁事務部長 古賀 連雄君
外務大臣官房長 松永 信雄君
外務省アジア局長 中江 要介君

委員の異動

十月八日
吉永 治市君 補欠選任
丹羽喬四郎君 補欠選任
同日
丹羽喬四郎君 補欠選任
吉永 治市君 補欠選任

十月八日
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

同日
旧満洲国政府職員公務傷害者の処遇に関する請願(和田耕作君紹介)(第三六二号)
傷病恩給等の改善に関する請願外一件(地崎宇三郎君紹介)(第四三四号)
同(松本十郎君紹介)(第四三五号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

○渡辺委員長 これより会議を開きます。
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○小坂國務大臣 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案におきましては、先般、ベトナム社会主義共和国の成立に伴い、緊急の措置として政令によりベトナム日本国大使館を設置いたしました。したが、これを法律に規定する必要がありますので、この法律案においてベトナム共和国及び在ベトナム民主共和国の各日本国大使館を廃止し、在ベトナム日本国大使館を設置するとともに同大使館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めることとしております。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○渡辺委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○渡辺委員長 これより質疑に入ります。

○大出委員 本会議の時間もあるようでありまして時間を詰めましたので、論争しておりますと時間が終わりますから、きょうは主として、外務省が考えておられる考え方を聞かせていただきたいと思っております。

○松永政府委員 現在ベトナム大使館の人員は、名でございまして、船名と申しますのは、私どもは少し足りないと思っておりますけれども、現地にございます収容能力その他を勘案いたしましたので、船名にとどめておりますけれども、そういう状況が改善されるに従いまして増強してまいりたいと考えているわけでございます。

にいろいろな仕事があるように聞いておりまして、**○松永政府委員** 先ほど申しましたように、ベトナム側におきまます物理的な受け入れ体制が現在実にはほとんどゆとりがございませんで、私どもの方としましては大使館の事務所、それから官邸につきましても現在は仮住まい的な形で執務いたしておりますけれども、そういう状況が整備されるに際しましては増強してまいりたいと思っております。御指摘がありましたように、ベトナムとの間では経済協力も着実に進展いたしておりますし、逐次大使館の規模及びその内容を充実してまいらなければならないと考えているわけでありま。

○大出委員 もう一つ承っておきたいのですが、たとえば、私がかつてユーゴスラビアのベオグラードでございましたか、あそこ日本大使と懇談をしているときに、そこにおられる職員の方々の御子息さん、子供さん等の教育などという面で非常に苦勞しておられて、しようがないからそれなりに相談をして、奥さん方が順着を決めたりして一生懸命自前で教えているなどという、ずいぶん苦勞されているのを見てきました。どうもちょいちょいそういうことが行われているわけですが、在動手当を合わせております法律でございすから、金の面なんかにはいたしまして一本調子でいかに面があるのです。したがって、意外に経済交流その他の面で忙しくなるであろう地域だし、旧来のいきさつもございすから、**○松永政府委員** 先ほど申しましたように、ベトナム側におきまます物理的な受け入れ体制が現在実にはほとんどゆとりがございませんで、私どもの方としましては大使館の事務所、それから官邸につきましても現在は仮住まい的な形で執務いたしておりますけれども、そういう状況が整備されるに際しましては増強してまいりたいと思っております。御指摘がありましたように、ベトナムとの間では経済協力も着実に進展いたしておりますし、逐次大使館の規模及びその内容を充実してまいらなければならないと考えているわけでありま。

○松永政府委員 在外公館の職員が同伴いたします家族、なかんずく子弟の教育問題については、場所によりましては大変に状況が厳しい、いろいろな制約のもとに置かれているところが多いわけでありまして、私どもは後顧の憂えなく職員がその職務に邁進し得るようすることが非常に大きな急務の一つであると認識しております。御質問がありましたベトナム、ハノイももちろんその一つでありまして、私どもは、したがって子弟教育の問題につきましましては、いわゆる日本人学校の増設、整備強化ということと、それから経済面での子弟教育に関する経費の増額というようなことから逐次手当てしてまいりまして、子弟教育についても遺憾のない状態をできるだけ早く整備してまいりたいという考えでいるわけでありま。

○大出委員 どうも国会など終わりますと国会筋の諸君もたくさん行きました。まあこの大使館でも少し骨を折らせ過ぎているという感じがいつもするわけでありまして、私は四期十三年、衆議院でやっていますが、一通しか行ったことがないです。余り御迷惑かけない方ですけれども、身に覚えのある人は笑っていますけれども、したがって余り外務省の法律に四の五の言えない方もいるのではないかとと思うぐらいでございまして、いろいろな注文を出したりする方々もおいでになるようでありま。したがって、これはぜひ――笑っている方は皆賛成するのですから、ちよつとは経済的な面でも遠慮なく出したらいいのじゃないか、大変な数じゃないのですから。まあ為替変動もありまして、上限下限を決めて動かせるようにしたり、この委員会ではいろんなことを議論をしてきました。したがって、そこらも無理なものは無理なんだから、家族が一生懸命部屋をつくって子弟を交代で教えているなどというのは大変です。聞いてみましても、専門的に教えることを習った人じゃないのですから。だからそこらも含めて、そういった諸経費等についてやほりどこかで皆さんが国会に相談をするという場所が欲しいと私は思っているわけで、これは私の要望でございすけれども、お願いをしておきたいと思ひます。

そこで、関連をして幾つか問題を承りたいのですが、ミグ25の問題をめぐりまして、純軍事的な問題につきましましては私の専門分野でもあります。この間防衛庁長官相手に長い議論をいたしました。が、きょうは少し、この間外務大臣がおいででございましてから、改めて小坂さんに聞かせていただきたいということにした問題がございす。

けさも新聞等で幾つか取り上げておりますけれども、この間私は冒頭に、外務大臣がおいでにならぬので、今回のベレンコ中尉亡命等をめぐって国際相場という話まで一面出てきておりまして、防衛庁など、私に言わせるといさかはや過ぎだつたなと思うわけでありま。すけれども、法的根拠ありとおっしゃるのならその法的根拠なるべきものを資料で出していただきたい、こう申し上げておいたのであります。

そこで承りたいのですけれども、まず一つは、亡命条約なるものをめぐりまして、これは長い懸案がございす。したがって、やがて国際会議も来年一月にはジュネーブ等でも開かれるわけでありまして、ここで難民あるいは亡命者の保護ということを盛り込んで領土的庇護に関する条約というふうなものを議論をする、討議をする、こういう予定もあるわけでありま。今回のベレンコ中尉のアメリカへの亡命というのを前提とするこの事件、再び亡命条約加盟問題等も考えてみなければならぬ時期だという気がするわけでありまして、この件に関する外務省の基本的な考え方というのを、これは法務省の関係もございす。が、まずもってひとつ大臣に承りたいわけがございす。

○小坂国務大臣 亡命といふ難民といひまして、この問題はなかなかむずかしい問題だと思ひますが、要するに現在おる国に対して不満を持って、そこでどこかへ行きたいという者に対して、こちらの方といたしましては出入国管理令とかその他の国内法の関係があるわけがございす。それに適合するかどうかという問題を審議するわけがございすけれども、難民がわが国に入りた、こう言つてまいります場合には、やはり難民が今後入国後に教育の問題あるいは社会保障問題、そういう面での内国民待遇を受けるその際の人権保護の問題についてどう扱うかということ、外務省だけではなかなか決められない問題でございすので、関係各省との間にいろいろお話し合いをしておるようなわけでございす。私の聞いておりますところでは、稲葉法務大臣は、そういう問題はひとつ解決する時期に来ておるんじゃないかということをお仰せになったようにも聞いておるものですから、またそう言われただけでもだ実質的な討議はなされていませぬものですか、今後さらにこの問題を詰めてまいりたい、こう思つておる次第でございす。

○大出委員 そこで法務省の御見解をちよつと聞かしていただきたいたいです。連絡が遅くなつて申しわけなかつたのであります。連絡が遅くなつたわけがございす。しかしこれはいまに始まつたことじゃございませぬし、出入国管理令等を抱えておられる立場の法務省でございす。この件について旧来の議論の経過なり今日の考え方なり、あわせて承つておきたいのであります。

○竹村説明員 お答えいたします。私どもといたしましては、結局こういろいろな情勢に対応して入管令の中に政治亡命者という範疇を設けて、それに応ずる在留資格、それに応ずる在留期間、あるいは保護というものをなすべきかどうかという点、なすとすればどういう点に配慮しなければならぬかということにつきまして鋭意検討を進めております。もちろん諸外国、特に難民条約に加盟しておる四十七カ国から、単に法制がどうなっているかということだけではなくて、その運用の実態がどういふ背景のもとにどういふふうな運用されておるかということ

しまして、こちらの方といたしましては出入国管理令とかその他の国内法の関係があるわけがございす。それに適合するかどうかという問題を審議するわけがございすけれども、難民がわが国に入りた、こう言つてまいります場合には、やはり難民が今後入国後に教育の問題あるいは社会保障問題、そういう面での内国民待遇を受けるその際の人権保護の問題についてどう扱うかということ、外務省だけではなかなか決められない問題でございすので、関係各省との間にいろいろお話し合いをしておるようなわけでございす。私の聞いておりますところでは、稲葉法務大臣は、そういう問題はひとつ解決する時期に来ておるんじゃないかということをお仰せになったようにも聞いておるものですから、またそう言われただけでもだ実質的な討議はなされていませぬものですか、今後さらにこの問題を詰めてまいりたい、こう思つておる次第でございす。

○大出委員 そこで法務省の御見解をちよつと聞かしていただきたいたいです。連絡が遅くなつて申しわけなかつたのであります。連絡が遅くなつたわけがございす。しかしこれはいまに始まつたことじゃございませぬし、出入国管理令等を抱えておられる立場の法務省でございす。この件について旧来の議論の経過なり今日の考え方なり、あわせて承つておきたいのであります。

につきましても検討を進めておるといのが現状でございます。

なお、当面してわれわれがいま感じておることは、現実にはわれわれはいわゆる亡命申し出事項といふものをいつも経験しておりますけれども、その中にはベレンコ中尉のように第三国への亡命を希望するという事案、これがわが国で圧倒的に多いのです。これらにつきましても、われわれとしては、退去強制手続を進めて、退去強制の執行の場合の一方自由出国という形で本人の希望する地域に送り出すということで解決してまいりました。日本におきたいという例は余りございませぬけれども、そういった第三国へ行きたいという例でも、たとえば最近非常に大きな問題はベトナムの難民がございまして、昨年以來今日まで上陸を許可した者が三百十一名、現にいま港に來ているのが十名、それからさらに日本へ向かつてあるのが四十九名ございまして。

これらの問題を考えた場合に、いわゆる政治亡命ないし難民の定義を、たとえば難民条約に言っておりますような非常に厳格な意味で定義づけますと、従来の例はほとんどそれに当たらないのではなからうか。漠然と体制がいやだということとございまして、そういうようなこととすると、こういったものはいわゆる難民とか何とかいう在留資格では保護できない対象になる。一方、今度はそれでちょっと不都合ではないかというような観点で難民というような定義を広げてやりますと、いわゆる経済的な難民みたいなものも含めた意味に理解されれば、われわれが一番困っておる韓国からの不法入国、密入国というものが一緒になる。またそういうふうな看板を掲げますと、その看板に向かって流入傾向が顕著になる。そういった場合のことも一つの論点として十分検討したいということでございます。

なお、われわれとしましては、従来は、日本に在留すべき者には特別在留許可制度があつて、それから第三国向け送還する場合は迫害を受けるおそれのない地域へ送還するという原則のつと

た運用をしておりまして。御承知と思ひますが四十八年の法案では、在留特別許可の制度をいまみに三つの段階を経てやらなくても済むように、いつでも在留許可を与えるようなことで救うそれから送還先につきましても、いまは明文がございませぬけれども、法案では明文に、迫害を受けるおそれのない地域への送還ということをも明文化するというところによつて、法律的な歯止めをかけるというようなことも考へておつたわけでございます。そういった考へ方もございまして。

現実のアジア情勢の中でわれわれ一番恐れるのは、この者が政治亡命者だとか迫害を受けた者だといつて受け入れると、ほとんど友好的な外交関係を結んでいる相手国に対して、あんなところの体制はこういう体制だといふふうなレッテルを張る結果にもなりかねない。そうすると、亡命者を受け入れたり受け入れられたりする国際的な経験を積んでいないアジアの中においては、また一つの混乱も起るのではなからうかというふうなことも一つの論点となつて、種々検討しておるということとでございます。

○大出委員 亡命条約、これは加入国はいまどのくらいございまして。

○竹村説明員 私の方では、六十五カ国と承知しております。

○大出委員 私のところにあるこの資料からしますと、これは私も常識でわかつておる国々はほとんど加入しておるのです。欧州なんかではほとんど全部。あれは地続きですからね。だから日本とは条件が違つて数が非常に多いのです。しかし、やはり人道上の問題が先行しますから、それなりに処理をしてきておるわけです。先ほどの難民条約の問題も、その国に主権があるとするといささかおかしい解釈になつたりする場合でも、書いてあるものによりまして、それなりに処理をされておるわけですね。したがつて日本のような、経済大国ということになるわけでございます。しょうか、まあ確かに領土が狭い云々ということはありませんが、そんなことを言えば、欧州なん

いうのは、人口密度と領土の関係からいけば日本のような国はたくさんあるわけでありまして。だから、そういうことが理由でどうもはつきりできないという、これはやはり国際的な責任を回避している形になるという気が私はするのです。

したがしまして、やはりそれだけの理由で、どうもちょっとぐあい悪い——相手国にレッテルを張るというお話がございまして、たとえば台湾から日本に逃げてきた方々があつて、救出運動に私も署名したこともありましたが、これは帰れば命がないというわけですから、体制が違ふ、思想が違ふ、反体制の運動をやつてきたなどということとすから。そうすると、当時、外務省等の言ひ分もそうでしたが、そのことについて認めれば外交関係がおかしくなると言つたわけですね。強硬な向こうの主張があると言つた。だからといって人道上、帰れば命がないという人間を帰すというわけにいかぬと私は思ふのです。そのときに出てくるのが、条約加盟が行われていないからということとですね。こういう形のままで本當の意味の外交というのは成り立つのかという気が私はするわけでありまして。

したがしまして、もう一編外務大臣に承りたいのですが、事の経過はそういうこととなんですけれども、しかしいまお話がございましたように、主要国六十五カ国が加盟している、にもかかわらず日本は、ということになるわけでありまして、アジア情勢がどうなるのですけれども、それじゃ欧州各国には東西に分かれておる国もあり、同じような状況に至るところにあるわけでありまして。そのことを理由にどうもこの件は法務省のことだからというわけにはまいらぬと私は思ふわけでありまして、外務大臣、いまの法務省の答弁等を踏まえ、外務省当局としてはどうお考えでございましてか。

○小坂國務大臣 非常によく事實を御研究いただいた上で大出さんの御質問でございまして、法務省からも申し上げましたように、わりあいアジアの各国は感情的な要素が強いということも、

現実の問題としてあるわけですから。ことにベトナムの問題なんかにしても体制上の相違からの激しい争ひがあつて、その結果の難民、あるいは台湾の問題を御指摘になりましたが、韓国においても若干そういう問題がなきにしもあらずです。そういうふうになりますと、ほかの国よりも非常にむづかしい。難民というのは非常に人道的な見地で受け入れるあるいは亡命もさうなことでするわけでございますけれども、それがそのままにすんなりとした形で理解されないで、かえつて争ひの種になるといふ点は、やはり考へていなければならぬことだと思つたわけでございます。

しかし、いま仰せのように、他の国においてできることは日本でもきぬわけがないじゃないかというところも確かに理屈でございまして、十分実態とあわせて考へさせていただきたいと思ひます。ただ受け入れた後の内国民待遇をどうするか、これまたなかなかむづかしい問題でございまして、そういう点もあわせてよく検討させていただき、また御内意も伺つていきたいというふうに思つておるわけでございます。

○大出委員 来年一月にジュネーブで領土的庇護に関する条約、これは難民なり亡命者の保護なりというところを相当突つ込んで議論した結果でできているわけでありまして、これは国連の難民高等弁務官事務所が中心になりまして、昨年の五月に新しい草案をおつくりになつたわけですね。この九条から成る草案の中心は何かというと、人種、宗教、信条、政治的理由によつて迫害を受けたという場合あるいは迫害を受けるおそれがある場合、この人が保護を求めたら、この人を亡命者とみなすかどうかというところは一時たな上げにして、ともかく保護を必要があるというものが趣旨なんです。簡単に申し上げれば、この人種であるとかあるいは宗教であるとか信条であるとか政治的理由であるとかいうことが問題になつて、個人がその国の主権者であるいはその関係者によつて迫害を受けるあるいは迫害を受けるおそれがある、だからということとでその国を離れたい、どこ

の国に行きたい、こういった場合に、これはおそれがあるという場合を含めて、その人を亡命者と認めるかどうかあるいは亡命者とみなすかどうかという問題の以前に、ともかく一時的に保護しなければならぬ、こういうところが中心なんです。先ほど竹村さんからお話がありましたように、果たして難民とは何ぞや、難民条約等から見まして適法であるのかないのか、あるいは亡命条約等から見て適法かどうかという点不明確であつても、つまり迫害を受けるあるいは受けるおそれがあるということであれば、とりあえず相手国は一時的に保護をする、その義務を明らかにしようというわけですね。今度の議論というのはそこまです。つまり、その手前の方にすでにたくさん

入ってこられたらどうするんだ、そういう議論がすぐ出てくるわけですよ。私も小坂大臣ともかつて討論会で御一緒したこともありましたが、江崎さんと防衛、外交の議論を国会討論会でやっている席上で、そんなことを言つたつて朝鮮半島で火が噴いた、三十八度線から釜山まで追ひ詰められちやうた、船で何千あるいは何万という人間が日本にどんどん入ってきたらどうするのだ、これは受け入れぬわけにいかぬと言ふのだ。そうすると、自衛隊が揚陸艦なんかつくるという議論なんです。これは何かしななければならぬという議論が出てくるわけですね。この議論の中では法律論というのとはどこかへいつちやうてゐるわけですよ。ともかく来てしまつたらしようがないじゃないかという議論。だから、そこらのいろいろなかとがあるからややこしいから、それが特殊事情だから、どうも前向きにこの問題に取り組めないというの、私は筋が通らぬという気がするのですが、いかがですか、竹村さん。

○竹村説明員 私ども決して後ろ向きという意味ではございません。こういった踏み越えるべき問題点というものをも十分に整理していきたい、こういうふうに思つております。

ところで、いままでにある難民の地位に関する条約、これは第二次大戦後の、言うならば後始末的な要素が多きに多い。だから、アジアではどこも加盟してないけれどもヨーロッパで加盟しておるというそこには、そういった背景、事情もあると思ひます。ところが、領土的庇護に関する条約がこの時期に検討され始めたというものを、私も一体世界情勢の中でどういうふう把握したらいだらうかということ、もちろんわれわれは考へております。

それからも一つ、先生は、そんなややこしいことを言わずに、とりあえず保護をするということとを前提にしているのじゃないかというお言葉でございしたけれども、私もこの条文を見た限りでは、受け入れる場合——受け入れるというか、それぞれの国において難民にどういう保護を

与えるかという前提となるべき難民の定義は、やはり非常に厳格な定義である。「次に掲げる十分に根拠のある恐れにより」云々とありまして、そういった意味では従来と余り変わらない基本的な立場に立つておるのではなからうかとも思われます。しかし、社会的な背景という意味では、先生御指摘のような背景があるのではなからうかという点も十分考へられますので、そういった点も踏まへたいと思ひます。

なお、これは実際問題として、ベトナムの難民なんかにつきましても、私も、期間は短いのですけれども特別上陸を許してとりあえずの処置は講じておる。ですから、われわれの姿勢がどうあることの中にも、そういう前向きの姿勢があるというところはひとつ御理解いただきたいと思ひます。

法務省にもう一遍承りたいのですけれども、先ほどお話があつたことは、今回の来年一月のジュネーブの会議では、だからこまごまどうこうということなんです。そうすると、四十八年のお話は私知らぬわけじゃありませんけれども、私はそれだけでは済まないんじゃないかという気がする。なぜ一体もう一歩前に出ないのか。日本は、もう一歩前に出たつて、国際関係からすれば大変におくれているわけでありまうから。後ろ向きの議論のほとんどは、隣に朝鮮半島がある、北と南と二つの国がある、一つ間違つたら、これは海を渡つてやたら入つてきてしまふのじゃないか、大量に

これが入つてきた後の処理は今度どうなるかという、私は選挙区が横浜ですから、これは決定的に多いわけですよ。だから、事務所長の高木さんが当面麻布の方へ行かれて最近亡くなられましたが、高木さんなどもこれはずいぶん話したことがあるのです。そのたびにわれわれ苦勞させられ続けて今日に至つておるわけですね。ことごとくに大村まで持つていかれた、何とかしてやらなければならぬ、気の毒な事情を聞いてみるといたし方ないから法務省に物を言わざるを得ぬ、あるいはこういうところで質問せざるを得ぬという問題が出てくる。何とかかんとか人道というものを

○大出委員 岩崎、対馬をこの内閣委員会で視察をいたしました。これはもうひどいのです。警察署長さん等の話を聞いても、それこそ村民に頼んで監視に立つてもらふとか、あれだけの海岸線ですから、年百年じゅう入つてきて戦争しているようなものだと言ふわけですね。第七管区ですか、海上保安庁の方々に聞いてみても、砲を一門乗つてけるけちな船なんだけれども、大変な苦勞がの方々の口から自然に出てくるのです。苦勞をしておられるのだという感じがしみまするのですね。

○小坂国務大臣 段々のお話、よく承つておきますが、やはり関係各省との問題をよく精力的に詰めてみよう、こう考へておりますので、しば

らく御猶予をいただきたいと思ひます。

○大出委員 時間のないところでこの問題ばかりやっているわけにまいりませんが、関係各省ということになりますと、どこどことどこですか。事と次第によつては端から全部聞きたいのですけれども。

○小坂國務大臣 私の方は外交の窓口という意味で關係をいたします。それから法務省、これは出入國管理令の關係でございいます。それから厚生省が社會保障の關係で、文部省が教育の關係であると思ひます。その他いろいろあると思ひますが、主なものはそのほかとあると思ひます。

○大出委員 いままで關係各省間で合同して會議をやつたとか、議題を決めてどうしたとかということとはございいますか。

○大川政府委員 いまの難民の條約という問題にしまして、この問題で關係各省と最近協議したというふうなことはございせんけれども、もう少し広い意味で國際人權規約というのがございいます。その國際人權規約のA規約、B規約の批准ができるかどうかという、難民よりはもう少し広い観点から關係各省と最近しばしば、いろいろ協議をやつております。

○大出委員 それは批准をしようという意思があつておやりになつてゐるのですか。

○大川政府委員 まだ批准するという意思を決定したわけではございせんけれども、批准できないかどうかというところで、いわば前向きの方に考えながら外務省としては關係各省と御相談申し上げております。

○大出委員 では局長にもう一通聞きたいのですが、來年一月のジュネーブの會議というのは、この國際連合の難民高等弁務官事務所なところが検討してきてゐる問題ですね。そうだとすると、これは局長の所管になるわけですか、來年一月の問題は、いかがですか。

○大川政府委員 國連の難民高等弁務官事務所に関します限り、私の國連局の主管になると思ひます。

○大出委員 そうすると、もう一つ聞きたいのですが、先ほど法務省の竹村さんからああいふ答弁がありました。この一月の討論というのは、その背景としてどういふことを中心に討論が行われることになるのですか。

○大川政府委員 私、申しわけございせんけれども、きょうちやつと用意をしまひておきませんので、後日また機會がございましたらお答え申し上げたいと思ひます。

○大出委員 問題は、まだいまの問題に絡んで細かいことを申し上げると幾つもございいますが、せっかくのそういう御答弁ですから、この次のときにでもひとつ改めて聞かしていただきます。御検討おきたいと思ひます。

○竹村説明員 入管の立場から言ひますと、有効な旅券を持たずに本邦に不法に入國したということと、これは退去強制事由に該當いたしますので、退去強制手続を進める。そして、一番初めの入國審査官の審査の段階で不法入國であることを認定したのに対して、本人がこれをそのとおりだと認定して服したもので、そこで、東京入管の主任審査官が退去強制令書を發付し、本人は今度は自費出國を申し出て、これを許可して、自費出國の形でアメリカへ向けて出國した、こういうことになつております。

○大出委員 どうも竹村さんありがとうございます。済みません。また別な場所でも少し詳しく聞かしていただきます。大臣に承りたいのですけれども、外務委員会等ですでにいろいろ議論が続けられてきた問題だとは思ひますが、私どもの方は防衛との絡みもございいます。したがって、そういう立場で少し承つておきたいわけでありませう。

大局的に見て、どうも今回のこの件で、ソビエトという意味でいろいろ問題がある、あるいは將來また起る、こういう気がするのであります。國連總會においでになつた大臣でございまして、幾つか書かれてゐるものを読みますといふし、キッシンジャー國務長官でございしたかね、大臣に、今回のこのソビエトの問題、いろいろはミグの問題を指しているのだと思ふのであります。が、ナーパスにおなりになるなという意味のことを言つたという記事がここにございしますが、ナーパスといふのは、これは神經質といふことでございまして、それから、まあ余り弱氣でなく強氣でいけといふ意味なのかもしれぬといふ気がするわけでありませう。一体これは、アメリカからいろいろなことがこのミグ25をめぐるでは日本に對して、特に防衛當局に對しても、この間いろいろ承りまして、調査させ、調べたい、いろいろな意思表示があつたように承つておりますが、アメリカ側といふのはこれを一体どういふふうに見ているわけですか。

○小坂國務大臣 アメリカ側としてこれをどう思ふかといふことについてキッシンジャーとは直接ミグといふ名前を出して話したことはございませんで、まあ、私キッシンジャーと話したのは、日米友好といふのは日本の外交の基調であつて、前任者もそうであつたが、私もさうな方針でいくといふことを話しました。これをどう見てゐるかといふことは、キッシンジャーとの話の中では出ておりません。ただ、根本的に私は、これはやはり日本の問題であつて、日本の法令に従つて適正にこれを処置するといふことが基本線だ、こう思つております。その基本線とは何かといふと、御承知のように完全に排他的な主權を有してゐる領空權を侵犯されたのでございませうから、それに對して調査をする、調査が終わつたら返すといふ基本線で、この問題は日本がむしろ積極的にそういうものを誘致したわけでもない。これは日本政府も日本國民も知らない間にソ連の方が一方的にそういうことをしたのだから、日本は法令に従つてやるけれども、日ソ友好といふのは非常に大事なことなので、この日ソの友好の枠組みの中で、一つの事案としてできるだけ早期に解決したい、こういう基本線で對処してゐるわけでございます。

○大出委員 これはアメリカとかかわり合ひといふのがやはり一つの今度の問題のポイントだといふ気が私にはするのです。たとえば、ミグ25の調査をしたいといふ、つまり知りたいたいといふ強い意思を持っているのはむしろ、それは日本の防衛當局もさることながらアメリカだろうと私は思ふのです。歐洲の例からいまして、フォックスバットといふ言葉がついておられますけれども、フォックスバットなんといふ言葉をつけたのも當時の事情からいって西側でございまして、したがつて、このえたいの知れぬ速度の速い飛行機を調べたいといふのは戰略上、戰術上、軍事的にアメリカ側に大きな希望があつたに違ひないわけでありませう。時間がありませんから一々ここで、こういうことがあつた、ああいうことがあつたといふ上上げる気はありませんけれども、したがつて、いろいろこの書かれてゐる憶測も含めた書き方でございませうけれども、ミグ屋などと言われるのが七、八人入つてきて、いち早く日本側に意思表示をしてゐた。だから、これを百里に持つていった、C8Aを使った、その結果として一番ポイントになつてゐるブラックボックスなんと言われている電子機器の部門、私も飛行機はよく調べて知つておりますけれども、これが日本にないのではないかと。この大型アメリカの飛行機に載つてアメリカに持つていつちやつてゐるんじゃないか。なぜならば、日本で調べたつて、日本の自衛隊の能力でこの機器の中身といふのは調査する能力を持つてゐない。だから小坂さんがグロムイコ外相と話をされたとき、まあはなもひつかけぬような應對だつたと書いてありますけれども、そのときには返還までの話を二週間とか三週間とか期間を切つた。それはアメリカに持つていってアメリカで調査をする予定時間がその中に含まれ

ているのじゃないかという書き方を専門家が
いる。つまりアメリカの役割が非常に大きくそ
こにクローズアップされるから、なおのことど
うも外交上日ソ関係がおかしくなるという、そ
ういふ心配も見るわけでありまうけれども、そ
れら一体、先ほどお話ししたように飛んで来た
だからと言うのだが、結果的には大きな日ソ関
係の外交問題になるわけでありまして、その将来
の展望も持つて、今日までやってきた中で、防衛
の言ひ方も、ずいぶん極端なことを言う方々の
記事が新聞に載りましたし、アメリカ側の意向と
するものが新聞にも幾つも載りましたが、どうも
これじゃちょっと日ソ関係、妙なことになるは
ぬかという危惧をずいぶん私も持つたわけであ
りますけれども、そこらのところを振り返つて、
一体どういふふうには——ちょっと不納
得な点が私どもからするとたくさんあるのですけ
れどもね。基本線はわかりましたが、日ソ関係と
いう面、アメリカとの関係ということ、そこら
をどういふふうにはわかれは、外務省の説明を聞い
てこれは納得したいわけでありまうけれども、ど
ういふ理解をすればいいのかわからない、不思議な
点がたくさんあるでありますけれどもね。せつか
く機会でございますから、大臣から答えておい
ていただきたい。

○小坂国務大臣 この問題につきましては私ども
こういうふうな理解をしておるわけでございま
す。ある日突然にミグ25というものが領空権を
侵して入ってきた。そして民間航空飛行場に強行
着陸した。そこでわれわれはこれを調べた結果、民
間航空飛行場には民機が着陸しているわけであ
る、函館には、そこで、これは調べるにも非常に
邪魔になるし、場所を移さねばならぬ。そこでい
ろいろ防衛当局にも聞いてみまうと、C1という
ような輸送機があることはあるけれども、とても
大きくて持つていけない。そこでアメリカの持
つてあるギャラクシーというC5ですが、これな
らば持つていけるということで、輸送をまずアメ
リカに頼もう。ところが、大変性能のいいとい

ますか、日本にはないようなことでございま
す、これを調べるにつきましたも、あれはがら
らに壊してしまつて後で使い物にならぬというよ
うなことを言われてもこれは大変問題でございま
すから、アメリカと話をいたしまして、たとえば
ソ連のミグ25みたいなものを持つてきて壊さないで中
を見られる、そういうようなことがアメリカによ
つてはできるというのでございまして、それで、
じゃそれをひとつやってみよう。ただ、このや
りについては、あくまでこれは日本がやることだ
というので、幕僚長と先方の在日米軍司令官と
の間に約束をいたしまして、たとえば、ギャラク
シーは借りる、その借り代は日本が払う、いろ
んな米軍の人をハイヤーするけれども、その給料
は日本が払う、あくまで日本が金を払って、日本
の足らざるところを補つてもらうのであるから、
それによつて得た知見は日本に所屬する、そうい
うたてまえをはつきりいたしまして、しかも、安
保条約によるものではない、こういう点をはつき
りして、先ほど申し上げましたように、できるだ
け早く返すという方針で、この方針を、私、先月
二十九日にニューヨークでグロムイコ外務大臣に
伝えました。その後だんだん話が詰まりまして、
十五日以降ならいつでもお返しできる、こういう
ことになっておるわけなんです。

アメリカが関与をしたということではいろいろ
議論が出るわけでございまして、けれども、残念
ながら、そう言つてはなんです、日本の自衛隊
にはあれを調べる能力がないということ、これ
はやむを得ないことである。しかし、これを一々
アメリカに通報してソ連のいやがることをやって
いるわけではないので、全くこれは日本が持つて
いる知識として外へ出しません、こういうたてま
えをとつていられるわけでございます。ですから、
それについていろいろ言ひ分もあることは聞いて
はおりますけれども、ソ連側は了解してくれてい
ると私は思うのでございまして。

今後いろいろ問題はございまして、けれども、
いわゆる報復措置などということが出る場合もご
ざいまして、これは、こつちが悪いこ
とをしたのなら報復もしようがない、しかし、い
ま申し上げたように、国際法上も許されているこ
とを私どもの法の範囲内においてやつていけるの
から、これについての報復ということとは了解で
きない、こういう立場でありますので、ソ連側もど
うもそういう気持ちは持つていないように考えま
して、これは一日も早く、こういう悪夢のよう
なことは両方で忘れ去つて、日ソ友好に進んで
いきたいものだ、こう考えておるのが外務省の立場
でございます。

○大出委員 これが入つてきたのは六日ござ
いますか、当初、外務省のソビエト担当の方々な
んかは、外交問題等も心配をして早く返したいとい
う気持が強かつた。ところが、一夜明けてみた
ら、アメリカ側からもいろいろ物を言つてくる
というので、山崎さんお見えになっていまして、
アメリカ側はそういうわけにはいかないと言
う。これは徹底調査の方でしようね。どうも大分
にぎやかな内部事情があつたという書き方がい
ろいろなものに出てくるわけでありまして、防衛
側の側も、どうも内部の方はやはり対ソビエトを考
えて慎重論でございまして。ところが、制服の関係
の方々は何でもかんでも調べるのだという話にな
つて、いきなり七日の日には調査団が現地に
出ていき、当面は道警がこれをつたつたという
ことが出てくる。大分内部的にはこれまたエス
カレートしていった。結果的に今日このよう
なことになるという経過が至るところからオー
ブンで出てくるわけですね。おまけにアメリカの
輸送機を使った。説明は確かに、これは設置法五
条四項、ここらを使って役務調達したのだ、こ
ういふ理屈はついていまして。しかも、片一方では、
どうも機密そのものは日本にないのじゃないか、
アメリカに持つていったのじゃないか。アメリカ
の新聞に、ちょうどそのときにこの中身等が詳し
く報ぜられた。知見は日本に帰属すると言
いながら、実際には日本にはわからないのだから、
日本がわかる範囲のことしか日本には与えな

いで、本当のところはアメリカが握つちやつて
いるのじゃないか、こういうことになつてくるとこ
ろにやはり問題が出てくるわけでありまして、こ
こで承つておきたいのですが、どうもそういう外
務省内部のいきさつ、防衛省内部のいきさつ、そ
れぞれたくさん報ぜられておりますが、やはりそ
ういふジグザグがあつたわけでございますか。
○橋政府委員 事件発生は九月六日午後一時五十
分ごろでございまして、何分この事件は
日本でも初めてでございます。したがって、
事件の性格というものは、すぐその直後でははつき
りいたしませんでしたけれども、やがてこれが飛
行士ベレンコさんによる亡命事件であるといふこ
とが次第に明確になりました。したがって、
当初からこの事件の性格そのものを、事実を、関
係各省それぞれ連絡をいたしまして確かめる。本
件には人の面と機体の面と両面ございまして、人
につきましても、本人の意思の違反の關係の事實もご
ざいまして、したがって、当初から、これ
は外務省のみならず、当然現地の警察であるとか、
防衛省であるとか、あるいは法律問題であれば
法務省であるとかというところから、相互に連絡
を密にいたしまして、総理府といひますか、政府
全体として常に連絡をとりながら、本件の処理に
終始當たつてまいつたわけでございまして。もち
ろん、それぞれ関係省庁の立場といひますか、担当
正面といひますか、それがございまして、それ
を常に政府全体として総合して考えていく。当然
外務省といひましては、対外関係も重要な要素
として常に念頭にあります。

特に外務省といひましては、本件の基本的な
性格が明確になりますれば、こういう事件が國際
的にもどういふふうには扱われているかといふこ
と、これを常に基本的な一つの枠組みとして念頭
に置いておりました。もちろん、他国の類似の事
例なんかを見ますと、こういう亡命の場合には、各
国が必要な保管と調査を行つて終局的には、相当
の期間を経てから返還をしておる、そういう枠組

みの中で考える。そういうことであれば、国際的にも当然日本として正しい措置ができるわけでございますし、そういう枠組みの中であれば、本来こういう偶発的な事件で日ソ関係が悪くなるというべき性質のものではない。そういうことの中で、国内官庁それぞれ共同して本件の処理に当たった次第でございます。特に、いま先生お話をございましたように、官庁間の意見がそれぞれ対立したとか、そういう事実はございません。常に連絡をとって処理してまいりました。

○大出委員 念のためにもう一つ承っておきますが、防衛庁の方なんです。ようか外務省の方なんです。ようかわかりませんが、C5Aギヤラクシーを使ういきさつをめぐりまして、知見は日本に帰属するとかいろいろ約束されたというのですが、これはモモ何かなんです。どんな中身なのか、表に出すことについて差し支えがありますか。差し支えがなければ、これは将来の問題がございしますから、いただけるものなら資料として出していただきたいのです。

それともう一つは、ブラックボックス、つまり電子機器の中心部分というのは日本にないのじゃないかという書き方をしている新聞その他幾つかありますけれども、現実にはこれは百回か何かにあるのですか。向こうから来て、さっきのレントゲン照射だ云々という話がありました。アメリカ側が専門的にこれを日本で調べているのですか。そのところはどうか。アメリカの新間に大分細かい調査結果みたいな中間的なものが載ったかっている事情がありますけれども、そこらには一体何で載ったのか、気になるのでちょっと答えておいていただきたい。

○渡邊説明員 答えさせていただきます。

ギヤラクシーを米側の方から提供を受けるということにつきまして、航空幕僚長と在日米軍司令官との間で話し合いをいたしました。その話し合いの中身そのものを確認する意味でメモをつくってはございますが、これは単なるメモでございまして、中身は先ほど外務大臣からちょっとお

話がございましたけれども、米軍の技術要員及び機器は自衛隊の指令監督のもとに置く。それから、作業の過程や関連で得られる知見は自衛隊に帰属する。それから、自衛隊は、作業に関連してかかった費用、実費でございますが、それは自衛隊が負担をする、こういう内容のメモをつくっておるということでございます。単なる内部的なメモでございますので、中身はいま申し上げたとおりでございますので、提出はちょっと差し控えていただきたいと思います。

それからブラックボックスのお話がございましたけれども、私、技術屋ではございませんけれども、私の聞いているところでは、あのミグ25に搭載されている電子機器でございますけれども、こういうものは全体として中に置かれたまま、いわゆるシステムチェックと申しますか、電源を通して全体の作動する状況を調査するというところに意味がございまして、これを取り外すということになりますと、いわば死に体と申しますか、単なる物の調査ということで余り意味がないということでございます。向こうに持っているということとは全く事実無根でございますし、そういうことはあり得ないというふうに考えております。

○大出委員 では、防衛庁の方ですか、五条云々でやっただけですか、C5Aギヤラクシーの役務調達というのは、取り決めの中身というのは、何か書いたものがあるのですか。

○渡邊説明員 ギヤラクシーを借りることにつきましては、先ほど申しましたように空幕長とガリガンとの間のメモでございますけれども、それに基きまして現在もう少し下のレベルで中身そのものについて実務的な話を進めております。米側の方も、実は何分初めてのことでございますので、費用がどのくらいになるかということはまだはつきりわかっておらないということでございます。現在話を進めております。

○大出委員 時間の関係もございしますから、またの機会にさせていただきますが、北大臣、最後に申し上げておきたいのですが、北

方領土の問題であるとか、あるいはサケ・マスその他を含めての漁業交渉であるとか、北方領土、漁業の数々の難問を抱えさせられていく日本側でございまして、それなりにシベリア開発であるとか、土光さんがおいでになったときに具体的プロジェクト案を出さなかつたというように、相手が失望したなんという記事まであったわけですから、ただ単に今回の問題でない日本とソビエトのかかわり合いは外交上たくさんあるはずであります。それにもかかわらず、日航の方々の入国手続がとられているものについて拒否をするとか、あるいは開港の集団がおいでになることについてもうまくいかないと、あるいは漁船の拿捕がふえるとか、報復なんというところはあり得ないかと大臣は言うが、現実的にそれらの問題が出てきているわけでありまして、そこらは将来の懸念というものはないというふうにお考えでございますか。

○小坂國務大臣 日ソの両国は地理的に動かすべからざる隣国でございます。これはどんなことがありましてもこの関係は変わりません。したがって、できるだけこの両国は仲よくやっていくということに努力しなければならぬと思っております。わけでございします。ただ、不幸にいたしまして領土の問題がございまして平和条約の締結を見ておられませんけれども、この領土の問題については、私は、わが固有の領土はいかなることがあっても返還を求めなければならぬと考えまして、これは粘り強く話をしておるわけでございします。私どもがソ連に求めるところは領土問題でありまして、これを解決すれば平和条約ができるわけなんです。他にもそのことから生ずる漁船の拿捕の問題等もございしますが、私の前にやっておりますときにミコヤン副首相との間に非常に激しい論争をした結果、かえってよくなりました。例の貝殻島のコンプ漁の有料入漁の問題もその後において解決しておりますのでございまして、こちららも理屈のあることはあくまで言うたらいと思っております。ソ連のことわざには、よく議論する

ほど仲よくなるということわざがあるということをやミコヤン氏からも後ほど聞いたようなわけでございまして、私は今度の問題はあくまで——われわれは悪いことをしているのではない、向こうが飛び込んできたんで、これは国際慣例上、国際法上せざるを得ないことをやっているんだという点を強く主張していくべきだと思っておりますのでございします。ただ、新聞に、入国査証がありながら入国拒否された日航員の話なども出ましたけれども、後ほど、あれは手続上のミスで事務上のおくれがあれということを生じたんだということになりまして、その問題は解決いたしました。漁船の拿捕の問題も、領海を侵犯をするということになりますとこれはいけませんので、その点をよく守っていただきたい、こう思っております。従来までの拿捕件数は、昨年に比べて特にふえているというところはございませんので、どうかひとつこの問題ができるだけ早期に解決されて、いやな感情のしこりを残さぬようにしたい、努力したい、こう思っております。

○大出委員 時間の関係もございしますから、別な問題をもう二、三点承りたいのでありますが、今度の国連総会でもやはり一つの焦点になるかもしらぬという見方が方々でされていた朝鮮決議案の撤回問題がございします。これは外務委員会等で議論をさんざんされたんだと思うのでありますが、論点をしぼって一、二点承っておきたいのであります。

なぜ一体撤回をされたかというその背景でございしますが、いろんなことがいろいろ書かれておりますが、やはり朝鮮民主主義人民共和国の側に大きな影響力を持つ中国の存在がございします。あるいはスリランカで行われたが、リマに続いて行われております非同盟諸国の会議なんか、ユーゴのチトー大統領等の影響力も相当強いわけでありまして、ソビエトのこれまた大きな影響力があるわけでありまして、また、アメリカと中国の最近における関係もございします。したがって、そこらを総合的に考えてみて、この朝鮮決議案撤回の、

まあ仲介をルーマニア大使がとつたということもございしますが、何かなければならぬはずでありまして、何となく取りざたされているようなことではなく、もう少し奥深いものがなければならぬという気が私はするわけであります。まず外務大臣から、この間の事情を御存じの大臣でございしますから、簡単に結構でございしますが、どう見ておられるのかという点を承っておきたい。

○小坂内務大臣 この両方の支持決議案が両方とも通ったという昨年の国連総会の事実は、まさに不毛の努力でございまして、ことしはもつと突りあることをしなければならぬというふうに考えておりましたところ、決議案が両方とも撤回になった。これは私は大変喜ぶべきことだと存じております。

なぜ北側があれを撤回したかという点は、まあ情報程度でございしますが、コロンボにおきます非同盟会議におきまして、朝鮮民主主義人民共和国が余り共鳴を得なかった。ことしは昨年ほどの票が集まらぬじゃないかと判断したんではないかというふうな話もございします。また経済的に非常に困難がある。わが国につきましても二億五千万ドルぐらいのこげつきのようなものになっておりまして、民間で非常に困っておるようなわけでございますが、そういうことからして、相当経済的な困難があるんじゃないか。あるいはまた、最近権力闘争のごときものがあるんじゃないかというふうな情報もございします。ただ、どうもその辺はよくわかりませんのでございしますが、私の知っている範囲を率直に申し上げますと、さような状態でございます。

○大出委員 不思議なことが一、二点あるんで、これまた御見解だけ承っておいて、別な機会に細かく詰めた質問をどうかでしりたいのでありますが、七二年の南北和解声明などと言われた共同声明がございしたね。なぜあそこまで行ったのかという実はその背景が当時なかなか明確でなかったところ、やはり米中接近という形におけるアメリカ、中国の影響力が相当大きく左右していた。

こういうことがその後ば明らかになってきた時期がありました。したがって、今度の件が、やれ経済的な問題だとか、あるいは権力争いが内部にあるからとか、あるいはスリランカにおける非同盟諸国の中でユーゴあたりも首を振るとか、非同盟諸国の会議というのは経済問題なんだ、政治的な問題を大きく持ち込まれることに賛成だという意見があったとか、だから二十六カ国が賛成しないとかいろいろなことが流れておりますが、あるいはアメリカ側が、キッシンジャー氏がしばらく大統領選挙の関係で物を言わないことになっていったにもかかわらず、七月二十二日でございしたか、朝鮮問題に触れた四カ国の話し合いという問題を提起されたわけでありまして、かつての米中接近にも大きな役割りを果たしたのはルーマニアのチャウシェスク氏であります。今回の取り下げの仲介をルーマニアの方々がしてつたり、つまり、背景となるべきものの中にアメリカと中国の影響力というものも入るんじゃない。つまり、そこらところがある意味の政策転換につながるのかつながらぬのかという問題を含みますから、いまお話にありましたようなことのみならず、もつと突っ込んだものがあるんじゃないかと、このあたりが一つするわけでありまして、恐らくポプラの木事件、板門店事件なんかも、これは直接のアメリカと北のやりとりですから、そういう物の見方を少しどうか頭の中に置いておかなければいかぬのじゃないかという気がするのでありますが、そこらところはどういうふうにお考えになりますか。

○小坂内務大臣 南北朝鮮の問題は、アメリカ、中国、ソ連というものの影響が微妙に絡み合っており、そこに均衡、安定、平和状況があるというふうな見方ができるところでございします。そういうことをいろいろ考えてみますと、基本的には両方の、韓国と北朝鮮が話し合つて解決していくというのが一番いいことでございします。キッシンジャー提案のように、そこに時期を置いてアメリカと中国が加わっていく、さらにそれを拡大して話し合っていくというところは確かにりっぱな構想だと思ひますが、ただ、北朝鮮側が韓国を飛び越えてアメリカと交渉したいというふうな態度でございしますと、これはなかなか解決せぬのじゃないか。韓国はもとより三千万人という人口を有効に統治している国家でございします。それを当でないのでもないかという見方そのものがやはり適当でないのでもないかというふうには、これは私個人の考えでございしますが、さように思っております。大出さんだから率直に申し上げます。

○大出委員 そこから先、日本外交というのは、隣の国ですから、朝鮮半島におけるいろいろな問題について、どこの国に対するよりも深い関心が必要ならぬのは当然であります。

しからば、近い将来に向かつて頭越しといううなことが出てこないように日本の役割りというものがあるべきではないかという気がするのであります。木村外務大臣の時代に私が質問をしまして、大きな新聞記事になったりいろいろしましたが、少しそこらがあつていい気がするものであります。後における情報を外務省が分析をされて、朝鮮問題というのはどういうふうにかつていい日本が外交の方針が一つ基本的なものがあつていい気がするのです。プリンシプルがあつていいと思うのです。どうもそこらぐらつくつとすると、ろに、私もから見ていてと納得しかねる問題があるのですが、これまた簡単に結構でございしますから、どうとらえてどうお考えになるかという点、一点だけ聞いておきたいのです。

○中江政府委員 大出先生御指摘のように、一九七二年七月四日の共同声明というのは国際的に非常に歓迎された姿勢であつたわけですから、そのこと自身がその後の三年あるいは四年の間に大きく変わらなければならぬ理由というのは、実は私も余り認めない。それがどうしてことしになつて、国連の議題要請及び決議案の撤回になつたかというのを考えますと、やはり非常に現象的な面といたしまして、先ほど言及されましたような

非同盟会議の問題とかあるいは板門店事件にあらわれたような問題とか、そういったものが短期的には一つの契機になつたり何かしているかと思ひますけれども、大きな流れは、やはり七二年以来のアジアにおける、特に極東における国際情勢というものは、南北間に政治的な問題についても対話が行われなければならぬという国際情勢になつていっているように私も思ひます。ただ、それがなかなかむずかしい。

そういうときに、日本の朝鮮半島政策としてはどういうふうに対処すべきかという点は、これも何度か話題になつておりますけれども、まず、いま大臣もおっしゃいましたように、韓国との間には一九六五年以来友好関係がある。これを阻害する必要もなければ、そういうことは全然考える必要のないことだし、これはますます維持増進しなければならぬ。しかし、そのところから注意深く白紙のままに残してありました北朝鮮に存在する当局との関係というのは、これは日本政府は御承知のように政府間の関係というところまで一挙に進むことはできないけれども、貿易、スポーツ、文化あるいは人事交流、そういう面では特に七二年の共同声明以降、人事交流というのは非常に急上昇して活発になつております。そういうところから、北朝鮮はいつも日本政府が北朝鮮を敵視しているというふうな言つておられますけれども、それが誤解であるということについて、やはり相互理解を深めなければならぬ。相互理解が深まった段階で、日本としても、朝鮮半島の平和のために南北対話が再開されて、そして話し合いによる平和統一に向かつていけばいい。こういうことで、急に即効薬のようなことはなかなかできませんけれども、方向としてはいま申し上げたような方向で従来とも対処しているというものが、一口で言いました朝鮮半島政策ということになろうかと思ひます。

○大出委員 時間のないところでありまして議論は避けて進めてまいりましたが、ここで一つ承

つておきたいのです。

中国の毛沢東主席が亡くなられた後の状況というのが一つ方々で議論をされたり書かれたりしてありますが、ここの二日の新聞によりまして、李先念氏が首相になるのではないかと、主席が新しく任命されようが、まだ首相の名前で外国の賓客を迎えているとか、いろいろございまして、承認手続にいろいろな問題がある、あるいは内紛があるのではないかと、いろいろな新聞がきのう、きょう見られるわけでありまして。デリー・テレグラフあるいはフィナンシャル・タイムズなどが伝えているのは、これは十二日でありまして、毛沢東氏の夫人である江青女史であるとかあるいはその他の数名の方々が逮捕されたのではないかと、外務省筋はいち早くこのことを知っているなどとか、いま申し上げたデリー・テレグラフ等の報道によると、工場の政治委員会における特別講話の中でこの種のことを述べられたとか、そんなふうなことがちらつとございまして、おととい、きのう、きょうの日本の新聞で、本来ならもう少し早くそこらのところはつきりするのじゃないかと、少しくおぼろげにしているには何か事情があるのじゃないか、ある旅行客が直接中国の要人に聞いてみたら、テレビその他の報道を注視してくれというふうなことを言っただけで、あと答えなかったとか、いろいろあるものであります、これまた隣の国のことでありまして、特に関係の深い日中関係でございましてから気になるところでございまして、きょうは外務省の持つておられるものを承つておきたいと思つて質問しておりますから、そういう意味で、このかわりに関する外務省側の見方といひますか情報と申しますか、そこらについて少し触れていただきたいのであります、いかがでございませうか。

○中江政府委員 結論のようなものを先に申し上げて恐縮でございませうけれども、現在外務省が持つております情報では、これぞという断定的なものといふのはまだ得られておりません。毛主席が亡くなられてから約一カ月の喪に服する期間があった。この喪が明けると何かあるのではない

かというふうなこともいろいろ言われまして、したがつて、いまいろいろの情報が出てきて不思議でないタイミングではあるわけです。その数多いさまざまな情報の中には、あるいは確度の高いものもあるかもしれない、ただ単なるうわさにつきないものもあるかもしれない。そういう難情報の中には、いま先生御指摘の江青夫人はか三人が逮捕されたというふうな情報も外務省として二日ほど前にすでに承知しておりましたけれども、それが信憑性のあるものかどうかについてはきわめて疑わしい。いづれにいたしましても、中国の国内情勢というのは非常に把握がしにくい。正しい、的確な情報の非常に得にくい体制の国でございまして、うわさのうわさのいろいろなござつて出てくる情報の中からこれが恐らく筋だらうというものはなかなか得がたい。

ただ一つ外務省としてはいま臨んでおります大きな筋は、毛主席が亡くなりまして、毛、周両首脳の指導者のもとで築かれてきたいままでの路線といふものは堅持されていくだろうということについては相当方々で確認されておりますので、それはそういうふうな考えでいっていいのではないかと、ただ、それを執行するに当たつての執行機関としての党なり政府の主要人事、これは中国の内政の問題でございましてので静観して結果を待つ、こういう考えでございまして。

○大出委員 こういう席で表立って取り上げにくい問題なんですけれども、外務省でございましてから、いやそれは誤報であるとか、そういう心配はないとか、あさつてそういう話になるのならそれでいいわけではございまして、ちょっと触れさせていたただいたわけではございまして、深い意味はないのですが、この江青女史とあるのは王洪文副主席であるとか、張春橋副主席であるとか姚文元政治局員だとか、そういうような名前が挙げられたり、クーデターがどうのこうのという情報が出されたり、あるいは自宅監禁だ何だという話だといふ話があったり、軍との関係がどうだといふのが流れたり、日中平和友好条約を目標にして進

んでいる日本の外交政策ですから、そこらとの関連で非常に心配になるものですから、それ、たまたま大臣に御出席いただいた機会がございましてから、外務省情報で的確なものがあればぜひ承つておきたいという気持ちでちよつと触れさせていたただいたにすぎないのでありますけれども、いまのお答えからいいますと、そんな幾つかのことが流れているけれども、的確であるというふうな情報の持ち合わせは外務省にはない、こういうことになりませうか。

○中江政府委員 そのとおりでございまして。

○大出委員 念のためにちよつと触れさせていただいて確かめたわけではございまして、他意はないわけでありませう。

〔木野委員長代理退席、委員長着席〕

そこで最後に、申し上げておきましたが、駐留軍の基地で働かれる方々の賃金の問題につきまして、どうしても気の毒過ぎまして見ていられた気が私はするわけではございませう。特に官派外務大臣のときに私は大臣と直接お話し合いをしたこともございまして、大変に御理解をいただいた、これは何とかしようということでお取り組みを願つた時期がございまして、これは足かけ三年ばかり特にひどいわけでありまして、この点をきょうは小坂大臣にぜひひとつ前向きで解決を賜りたいと思ひます。

そこで、ひとつ最初に大臣に承つておきたいのですが、たしか私が官公労の事務局長をやつておるころだと思ふのでありますが、小坂さんが労働大臣をおやりになつたことがございまして、昭和二十八年、九年ごろだと思ふのですが、ちよつとこの時期に、占領下におけるつまりPW方式なんといひましてプリベリリング・ウェージといった賃金システムなどがあつた、そういう古い形をものを労務基本契約の方式に変えるといふことで、当時私、官公労の事務局長をやつておりました関係で、山田節男さんが全駐労を率いておられた、参議院議員をやつておられた、実は後に広島市の市長さんをおやりになつた。実は

あのときにできたわけで、ちよつと労働大臣をおやりのころでございまして、だからあるいは私どもよりも実際には小坂大臣の方が御存じなんではないかという気がしたりもしていたわけでありませうけれども、この当時のいわく因縁がある基本契約に基づいて今日まで過ぎてきているものであります。つまり、格差給などと言われるものは当時の形を基本契約にするときにすでにあつたわけでありまして、それを認めて切りかえたわけでありませうから、これは本当に長い既得権であり慣行なんであります、米軍基地という特殊な職場で働いている皆さんであり、当時は人が少なくて逆に方々から募集するので個人個人をくどいて来てもらつたいきさつまである特殊な状況でありませう。それを、アメリカ国内の予算事情その他から向こうさんの都合で、既得権は認めないとか、これは切り払うとか、首は次々に切るとか、かつて見かねて私どもの書記長の石橋が臨時措置法といふものを提起してお認めいただいた時期がありました。これは期限が切れて、改めてもう一回私の時代に議員立法で出ささせていただきました。この委員会でも通過させていただきました。まあやれやれと思つて、首切り通告は何か月前に、給付金はこれこれ払うというふうなことでようやく片づいた時期があつたわけでありませう。せつかく雇用状況の安定を図つたわけなんですけれども、最近これが本当の生活費に絡むだけに見かねる状況になつていまして、何としてもこれは大臣に前向きで取り組んでいただいて、アメリカの関係でございまして、解決を図りたいと思つておられるわけでありませうけれども、お聞きになつておられると思うのですが、いかがでございませうか。

○小坂国務大臣 多年本問題に御心をいただいている大出さんのお話でございまして、私もいま御指摘のように労働大臣をやつておりますときに、米軍に雇用される諸君にいわゆる労働三法の適用がございませう、どうしても労働基本契約といふのをつくりたいといふことで、当時ハロ

ン少得たと思ひますが、話し合ひまして、大出さん方の非常な御助力をいただきました結果あつた形になつてゐるわけでございませう。その後大変年数がたつておるわけでございませうけれども、いまの大出さんのお話につきましては、非常に貴重な御示唆であると存じまして、この点は十分たゞいま御指摘の点を含めて前向きに検討させていただきます、かように思つております。

○大出委員 いまの労務の基本になつておりますものを、おつくりいただくときのその担当の大臣をおやりいただいて大変御尽力をいただきました小坂さんでございませうから、その意味で余り申し上げることがないでありますが、現状をちよつとひつかかる問題がありますので承りたいのです。これは施設庁の皆さんの方に。

昨年来米軍との交渉が続いてゐるわけでありますが、先般は合同委員会というところまで来てゐるわけでありますけれども、いまここに私が持つておりますのは一九七五年のMLC、IHAの給与改定の際の案件なのでありますが、これは格差給を固定して、新規採用者には支給しない。向こうの提案から始まりまして、これは(6)(a)(b)などというのがございまして、これは退職手当、いまだに問題点でございまして、これは(1)のものもいまだに問題点でございまして、これは(1)の問題につきまして、その後の対米交渉の経過と申しますか、時間がございませうから簡単に結構でございませうが、きょうは古賀さんもお見えのようでございますから、その衝にお当りになつてゐるわけでありますし、どう理解をしたらいいかという問題もありますので、簡単に経過をお知らせいたしたいと思います。

○古賀政府委員 先生のお尋ねの件でございませうが、これは七月の末から現在も日米間で、A・B間で討議と申しますか検討を続けておる問題でございまして、アメリカ側の提案というのは、先ほどお話をいたしましたように、格差給を現状固定するというような問題、あるいは退職金を公務員並みに少し切り下げるというふうな問題を提案してお

ります。これにつきましては、まだ経過途中でございませうので結論を得ておりませんけれども、私どもとしては、格差給にいたしましても退職金にいたしましても、単に労務費の増高ということだけで、いまおっしゃいましたような二十数年の経過を経てきました制度を改正するということでは当を得ていない、合理的でないということ、終始反論を続けておるというふうな状況でござい

ます。○大出委員 格差給を切るという向こうの主張があるわけですが、これに対して、なぜ切るかという主張の中に、いま外国の商社だつてそこらじゅうあるじゃないかと、だから別に違つた環境にはないのではないかと、いろいろあるのだらうと思ふのです。にもかかわらず、軍事基地でござい

ますから、基地をめぐるいろいろなトラブルも起つてゐるなかでございまして、働いてゐる方はまさに日本の主権下にある日本人でございませうから商社とは明らかに違つた状況にございまして、たとえば戦車隊などというものもありまして、ざいぶん外務省の松田安保課長さん、さつき橋さんおいでになりましたが、吉野さんがおられぬときで、橋さんが参事官で、いまだから申し上げるのだが、橋さんと松田安保課長と私の間で、私の選挙区が横浜の方ですから、その板ばさみで苦勞して、後になって、選挙のときに大分ビラを流されたりしましたが、結果的に市民一人にけが人が出ても、相模原であつても横浜であつても大変大きな問題になる。そういうふうにして解決に努力をしたわけなのでありますが、このときの基地に働く皆さんの立場というたら大変なことなので

す。それは、そこらの商社に勤めてゐるからいいやなどという問題じゃないのです。ずいぶんこれは苦勞されてゐるわけであります。そういう特殊な事情にありまして、横須賀も私の選挙区に目の先にある基地でございませうが、年百年じゅうあらゆるデモがあらわれて、基地の外からぎやあぎやあ言つてゐるわけでありますから、そこで働いてゐる方々なのでありますから、これは普通の状況じゃな

いところに勤務されてゐる方々でありまして、商社並みに格差給要らぬじゃないかと言われてみたつて、長い歴史であり既得権ですからそうはいかない。しかし、なぜそういう理屈をつけてくるかというところに問題があるわけで、なぜこういう理屈をつけてくるのか。つまり、アメリカの側で予算の枠を決めてくる。否出すのもいやだからい

のけちな財政事情でございませう。沖縄復帰問題等をめぐつて、私も苦勞しまして、当時のいろいろアメリカ側ともやりとりいたしました。こゝまで何も切らぬでもないじゃないかと思ふようなことがある。そういうことでございまして、したがつて、理屈は、表面上の理屈はともかく、本当のところは金だらうと私は思ふのでありますが、こゝらは一体施設庁の皆さんはどういうふうにお受けとりでございませうか。

○斎藤(一)政府委員 ただいまお話しした点については、米側はいろいろ主張をしておりますが、私どもは米側と見るところでは、最近国際的に日本人の給与ベースというものが非常に高くなつてまいりまして、先生も御案内のように、米、西独、その次に日本である。かつて日本が非常に低賃金であつた時代に、戦後に米に目をつけずに日本人従業員に払うつもりであつた給与水準が、それを基礎にだんだんとベース改定をやつてまいりまして、いま大変な額になつてゐる。それが米国の予算に算といたうものはむしろそう伸びておりませんから、そういう意味で日本の従業員の給与が非常に重大な重荷になつてきてゐるだらう。私もそういううぐあいに感じております。口ではいろいろなかなか理詰めの説明がございませうが、実体はそういうことであらうかと私は觀察しております。

○大出委員 とはいへませんが、これまたずいぶんその都度苦勞いたしました。次々に首切りを出してきて。いまなお沖縄あたりについてはまだ出す気配さえあるという。だが大臣、それにもかかわらずこれは通称OMA経費と言つてゐるのではありませんか、アメリカ側の非戦闘員の方々の経費、これも向こう側にとつては大変に大きなものになつてゐるのです。だから、では維持部門あるいは修理部門等について人員を減らそう、いま二万五千人くらいですかね、こうやると、今度はOMA経費の方にはね返るのです。しかもその部門の今度労働条件にはね返るわけです。だからぎりぎりのところに来てゐるというのが、私も神奈川の横浜です。全国一の基地県でございましてよく知つておりますが、もうこれは無理だといふところ

ますけれども、本来雇用主は日本なんですから、そういう意味でこの雇用主負担に類するようなものは日本側で持たせておかしくはないのではなからぬという気が私はするわけでありまして、こちらの理屈は、法律との関連は別として、理屈は筋が通らぬものではないと私は思っているのですけれども、山崎アメリカ局長お見えになっておりますが、ちょっと御意見をいただきたい。

○山崎(敏)政府委員 確かに駐留軍に備えておられる方々の雇用主は日本政府でございますから、そういう点についても日本政府が配慮することも考えられると思います。ただ、この問題は地位協定の解釈の問題、あるいは実際の財政負担を伴う問題でございますので、われわれとしても関係当局と十分相談しなければならぬと考えます。

ただいづれにいたしましても、この一、二年基地従業員の方々の給与問題、給与に関する改定交渉が非常に難航しているようございまして、外務省といたしまして、この問題に関しては大変関心を持っております。やはり基地が安定した形で運用されるためには、この従業員の方々の生活の問題というのは非常に重視していかねければならないと思っておりますので、われわれとしまして、御指摘の点を含めましてアメリカ側と話し合いをしてまいりたい、その点について防衛施設庁の折衝の御努力にできるだけの協力をしてまいりたいと考えております。

○大出委員 二つだけ承って終わりたいのですが、政策意思を国が決める、つまり事業主負担のようなものを負担してもこれはおかしくはない、雇い主なんです。この論理が通るとすれば、あと問題は方法論になる、手続論になる。一つは、地位協定がちょっとどうも解釈上とおっしゃるなら、これは改正することだとして、あるいは特別立法を臨時措置法みたいにつくることができてやってくるかという問題。あるいは解釈運用ということでやれるかどうかという問題が残る。三つくらいあるわけですね。ほかにはないと思ふ。

そこで、地位協定に手を入れるとすれば、これは大変な影響が出てくることになる。これまた間違いない。特別立法で言えば、臨時措置法のときも、私は大蔵大臣に七回も会いましたが、苦勞し抜いたわけでありまして、なかなかそう簡単でない。すると、私も従来、地位協定二十四条なりあるいは十二条四項、五項なりというもののついでに解釈はさんざんいろいろ議論をしてまいりました。知らぬわけではない。しかし、地位協定というものは、私が歴史的に調べてみた限りでは、例の安保国会その他でほとんど議論しないで通っちゃっているんです。岡田春夫さんがたまたま路線権問題の質問をしていますが、そのくらいじゃない、国会図書館で私が調べてみて。そうすると、立法院の確定解釈は何もないんですね、この地位協定というものは。

そうだとすると、いま仮にこう解釈しているんだというのがあるとすれば、国会で、立法院で意思決定をするときに、これはこういう立法の趣旨だというものはないんだけれども、今日までの長い慣行の中で、外務省なら外務省、防衛庁なら防衛庁がそう解釈してやってきたということが残っておるということなんですね。そうすると、これはやはり知恵を出し合って、どういう解釈、運用を図るかということを、法律条文、協定条文とあわせて考えてみる必要がある、こういうふうな考えわけです。したがって、つまり雇い主が負担してもおかしくはないということである限りは、じゃあ、それをどういうふうに行うかという点について、いま私が申し上げたような枠で少しこれは検討してみたいというふうな思っている。また御検討いただきたいと思っている。これが一つなんです。

もう一つの問題は、時間がありませんか詳しく申し上げませんが、やはり予算当局その他の関係もございまして、あるいは米側との関係もございまして、ひとつこれは大臣に承りたいのですけれども、政治的にこれを解決する、つまり外務大臣御自身の御努力をいただきたいという気が

する。この岡坂田防衛庁長官に承りましたら、これは私どもと全く立場は違いますが、長官も、基地の安定的使用を米側にしきりに私は言っている、その基地の安定的使用の一番根拠は何かと言うと、従業員の安定だというわけですね。そういうしなや安定使用はできないというわけですね。だから、立場は違いますが、私は一生懸命やりますよというお話が、実はこの岡の御答弁でありました。

どうも、本当ならば話は逆なんですけれども、私の方から申し上げているわけですから。だから、これはまたもとに——大臣とは安保論争などをNHKのテレビ討論で長いことやったこともありまして、立場が違いますが、子供さんにかかわる生活問題でございまして、年末までに片づかない。やっとな五月までかかる。そういうことじゃ、一般の公務員はとっくの昔に、忘れたころ片づいているのに、それで、その上にストライキだ云々だじや、これはたまったものじゃないという気がするわけでございます。したがって、二点目の方は大臣に、これぜひひとつ前向きで、もう基本契約をおつくりになられるときからのいきさつでございまして、これを申し上げませんが、ぜひひとつ、これは二度目の解決になるかもしれないけれども、御尽力を賜りたい、こう思っておるわけでございますが、この二点ひとつお答えいただきたいと思ひます。

○小坂國務大臣 先ほどのお話、私も坂田防衛庁長官と同じように考えます。十分検討させていただきます。ありがとうございます。

○山崎(敏)政府委員 先ほど申し上げましたように、この問題は地位協定の解釈の問題もございまして、財政負担の問題もございまして、いますぐどうこうということは申し上げかねますけれども、先生もおっしゃいますように、これは従業員の方々の生活にかかわる問題でございまして、

われわれとしてもこの問題は本格的に取り組んで、防衛施設庁とともに米軍と折衝してまいり、妥協な解決を見出したいと考えております。

○大出委員 これは大臣から——御存じの大臣でございまして、前向きにお答えいただいておりますので、これは大変ありがたいわけでありまして、けれども、私どもも微力でございますけれども、できるだけこれはしたいと思っておりますので、ぜひひとつ御尽力賜りますようお願いいたします。

○渡辺委員 瀬長亀次郎君。

○瀬長委員 最初に、いま出されております在動法について一言お伺いしたいと思います。

この内容は、今度ホーチミン市、サイゴンにある大使館とハノイにある大使館を統合してハノイに置くという内容であります。これを契機にして日本政府の対ベトナム外交政策の基本姿勢、これについて一言お伺いしたいと思います。

○小坂國務大臣 ベトナムにつきましては御承知のようなことで、われわれとしましては国交を持つわけで、したがって、大使館の設置につきましては先般決めたようなわけでございまして、これは国会において御決定をいただかなければならぬ問題、そこで本案を提出しておりますわけでございます。

われわれとしては友好関係を持ってまいりたい。ことに、あれだけの戦禍を受けた後でございまして、この再建復興には当然いろいろなむづかしい問題があるわけでございまして、私どもの方といたしましては、できる限り経済協力その他を通して友好を深めてまいりたい。

それから、先般国連でアメリカシゲ、これはスリランカから出ておられる国連総会の議長でございまして、アメリカシゲさんとお会いしたときにも、われわれとしてはベトナムが国連に加盟を申請されればこれを承認する考えであるということをおっしゃいました。これは先般来そういう方針でございますけれども、改めてそういうことを言っております。さような関係になると思ひま

す。

○瀬長委員 次大臣にお伺いしたいと思ひますのは、日中戦争、太平洋戦争をどう見るかという問題ですね。すなわち、日本の侵略戦争と見るのか見ないのか、もし、日本の侵略戦争と見ないのであれば、その理由は何か、お伺いします。

○小坂国務大臣 当時とすればそれだけの理由があったわけですが、それをどう見るかというよりも、私どもは政治家でございまして、過去のことをいろいろあげつらうよりも将来の關係が大事である、将来日本と中国との間に本當の友好信賴關係を持つてまいりたい、こう考えておりますようなわけでございします。

綱樞というようになことも問題になっておるわけでございしますが、日本はとにかく綱樞を求めない、こういうかたい決意でおるわけでございしますのは、やはりそういう反省に立つておるわけですから。しかし、何といひしても、いま申し上げたように今後のことが大事でございします。今後の日本という国はあくまでも平和国家として世界の中の信頼を集めていきたい。畏敬され、信頼される国になつてまいりたい、かように考えておるわけでございします。

○瀬長委員 私がいまお聞き申し上げましたのは、現在及び将来にわたつて本當に自主的外交を進める場合でも、過去に犯した外交政策その他の誤りを誤りとして正しく反省し、その上に立つて初めて現在及び将来にわたる外交もできるのではないかというふうな観点で聞いておりますが、たとえば、これを侵略と見る場合と侵略と見ない場合との違いは非常に違つてきます。時の日本政府はポツダム宣言を受諾しました。そのポツダム宣言の第八項は「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルベク」と、こうなつております。カイロ宣言は明確に「日本國ノ侵略」というふうに規定しておるわけなんです。いま私がる説明するまでもなく、カイロ宣言はやはり日本國の侵略に対してこういうことをするということをほつきりうたい、そのポツダム宣言の第八項は「カイロ」宣言ノ

条項ハ履行セラルベク」と書いてある以上、無條件にこのポツダム宣言を受諾することによつて降伏した日本は、やはりこの戦争を侵略戦争と認めたと上でポツダム宣言を受諾したということが當然の理解として國民は理解してゐると思ふわけなんです。それが、それについて過去は問わない、将来だと言つても、基本的な問題は解決しません。これからいろいろ後でその他の問題についても触れませんが、そういう意味で、ポツダム宣言を無條件に受諾した日本が、この去つた戦争を侵略戦争と見るのか見ないのか、この問題を、きわめて重大であるので私は聞いてゐるのです。もう一遍大臣、御答弁をお願いします。

○中江政府委員 いわゆる大東亜戦争と言つたものが侵略であつたかどうかということはよく議論になつたわけですが、先ほど外務大臣が御答弁になりましたように、私どもの立場として、過去の戦争は侵略であつたかどうかというふうなことはあえて論ずる必要をまず認めておらない。といひますのは、戦争にはそれぞれ、先ほど言つたように非常に複雑な關係があつてそういう不幸な事態が起きたわけでございまして、日中間の問題について申し上げますならば、一九七二年九月二十九日の日中共同聲明の中ではつきり言つておられますように「日本側は、過去において日本國が戦争を通じて中國國民に重大な損害を与へたことについての責任を痛感し、深く反省する」ということで、日本國の氣持がどういふものかここに尽きておる、こういうふうにしてあります。

いま先生の御指摘の「カイロ」宣言あるいはポツダム宣言、こゝういったものは、御承知のように連合國側が當時の政治的な状況のもとで発出した宣言でありまして、日本の日本政府の意思といふものはもちろん關係ございせんし、その後の日本の戦争の後始末といひますのは、日本國との平和条約、サンフランシスコ条約及び関連の諸文書によつて明らかにされてゐる、こういう立場でございします。

○瀬長委員 日中問題についてのごで遺憾の意を表明した。中國はそういった表明をしていないことについては、この前の参議院における上田質問で説明がありました。それに触れませんが、

ポツダム宣言を無條件に受諾したの日本が、そうすると、ポツダム宣言の第八項、これは除いて受諾してゐるのか、その項も含めてももちろんポツダム宣言は全体として無條件に受諾しての降伏をやつてゐるわけだから、そうなりますと、「カイロ宣言」とここにはつきり書かれてゐるわけなんです。私、それを言つてゐるわけなんです。もし無條件にポツダム宣言を受諾したのであれば、このポツダム宣言の第八項は、「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルベク」と書いてあり、カイロ宣言は日本の侵略をはつきりうたつておる。実に明らかなん

だ。何も日中復交条約の問題どうのこうのという問題ではなくて、あれだけの戦争を起し、そして、三百十万人の犠牲者を出したということまで言つておるのです。この戦争を正義の戦争であつたのか侵略戦争であつたのか、こういうことをはつきりさせないで将来の外交などと言つてみたところで、問題の基本的な解決はできない。これからいろいろ具体的に質問いたしますが、基本は、日本の政府が本當にその当時犯したあの侵略戦争への誤りをはつきり認め、反省し、その上に立つて初めて正しい外交もできるということ、私が真つ先にそれを聞いてゐるわけなんです。これは総理にしてもそんなんです。外務大臣は、新しく今度外務大臣になられた、そういった立場で、今度のあの太平洋戦争といふものを、カイロ宣言ではつきり書かれてゐるようには侵略戦争と認めるか認めないか。それはもう全然歴史のくずかごに投げ込まれたのだ、触れぬでもよろしいといったような態度をとるのか。重要であるので、改めてまた外務大臣の御意見を伺ひたいと思ひます。

○小坂国務大臣 日本が無條件に受諾いたしましたポツダム宣言、これは「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルベク」といふふうになつておるわけ

でございします。カイロ宣言においては、日本が戦争によつて略取したあるいは盗取した、そういうものは放棄するのだ、こう言つておるわけでございます。

われわれは、戦争といふものに対しては、これは二度と再び起こさないといふことをかたく決意してゐるわけでございます。したがひまして、戦争をしたといふことに對しては深い反省の上に立つておる、さうに申し上げておるわけでございします。しかし、そのときの情勢によつてあつたことが起きたといふことに對して、いまの私どもがいろいろ批判するといふことよりも、いま申し上げましたように、われわれはとにかく非常に悪かつたのだ、もうあつたやう悪いことを二度とすまい、こういうことを言つてゐるのでございまして、そういう反省の上に立つて、将来に平和國家日本を築いていく努力をしたい、こう言つておるわけでございますので、さう御了承いただきたいと思ひます。

○瀬長委員 じゃ局長でよろしうございしますから、カイロ宣言の中における日本の侵略について書かれてゐる条項を読んでください。

○中島政府委員 お読みいたします。

カイロ宣言の先生の御関心の条項は三項目でございします。一、三大同盟國ハ日本國ノ侵略ヲ制止シ且之ヲ罰スル為今ノ戰爭ヲシツツアルモノナリ右同盟國ハ自國ノ為ニ何等ノ利得ヲモ欲スルモノニ非ズ又領土擴張ノ何等ノ念ヲモ有スルモノニ非ズ。二、右同盟國ノ目的ハ日本國ヨリ千九百十四年ノ第一次世界戦争ノ開始以後ニ於テ日本國ガ奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ劍奪スルコト並ニ滿洲、台灣及澎湖島ノ如キ日本國ガ清國人ヨリ盜取シタル一切ノ地域ヲ中華民国ニ返還スルコトニ在リ。三、そこらあたりだろうと思ひますが、この条項に照らす限りは、この連合國の意図は、日本國が太平洋戦争の結果として占領し、盜取した太平洋における一切の島嶼を返す、日本國から劍奪すること、この言葉を使えば「滿洲、台灣及澎湖島ノ如キ日本國ガ清國人ヨリ

盜取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スルコトニ在リ」その目的として、いま「日本國ノ侵略ヲ制止シ」云々という条項が含まれておる、こういう關係でございませう。

○瀬長委員 いま局長お読みになったように、真つ先に日本國の侵略を誓ひてあるのです。だから大臣が言われた後の方は、そういった行為によつて日本が奪取した島々、朝鮮にしても台灣にしてももとどおりに返すということなんです。したがつて、大臣は後の方は力を入れたが、前の方は力を入れたらない。問題は前の方なんです。侵略、その侵略によつて奪取した國はこうするということ、これは後の方なんです。だから、それがポツダム宣言の中のいわゆる八項にはつきりと言われているから、いわゆる「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルベク」となっているのです、

はつきりポツダム宣言の無条件受諾は、日本が過去において侵略を犯した、そういったことを受諾した、これをただ、いまから批判するとか評価するとかいうことはとらないんだということではななくて、現在の日本政府があの太平洋戦争を侵略と見てゐるのか見ていないのかということでは非常に大きいかわりがあるから私そう申し上げておるのです。はつきりそう書いてある。日本政府は無条件受諾されたんでしよう。そういう意味で、一体どういふふうに考えるのかというわけなんです。侵略ではなかったのかあったのかというのか、これだけなんです。それ以外にありません。それ以外に聞いておられません。どうです、大臣。

○中島政府委員 ただいま私御説明させていただきますと、ポツダム宣言において「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルベク」と書いてあることは、先生のおっしゃられるとおりでございます。ただ、その場合に、カイロ宣言を「履行セラルベク」ということの意味は、実体的な意味は、いま私が読みました後段にありますように、日本から太平洋の一切の島嶼を放す、それから満洲、台灣、澎湖島のごとき島を中華民國に返還すること、それから

さらには、その後に「日本國ハ又暴力及貪慾ニ依リ日本國ガ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ驅逐セラルベシ」云々というのがあるんですが、いずれにしろ日本國の領土をこのように形で処理をするという連合國の方針を述べたこのくだりを受諾した、こういうことではございまして、先生の御引用の、先生もともと問題にしておられる「日本國ノ侵略ヲ制止シ」云々というところは、連合國として日本國の領土政策をいま申し上げましたようなことで処理をするということの連合國としての目的

とでございまして、先ほどアジア局長から説明がありまして、日本の中國に対する感情の問題、遺憾の意の表明の問題につきましては共同声明において処理せられておる、こういう關係になつておるわけでございます。

○瀬長委員 いま局長が述べたのは、どういふ日本政府の行為によつてこの島々、この國が日本のものになつたか。侵略に基づいて行われたから、こういった國々や島は当然返さなくちゃいかぬですね。だから、最初になぜ返さなくちゃいかぬのかという問題は、侵略であつた、侵略してこういうふうになつたので、その侵略の結果はこういうふうに分すべきだ、「履行セラルベク」それは当然です。何も法解釈をあなた方に聞かぬでも、だれでもわかるような、はつきり明確に「履行セラルベク」と書かれてある。だから、侵略と認め

るのかどうかという問題は、実に基本的な問題、いわゆる触れないで通れるような問題じゃないから聞いていられるわけなんです。私は、今後の外交政策を進めていく場合にも、こういう過去において犯したあの日本の侵略戦争をはつきり認めるかどうか。もちろん中國に対して遺憾の意を表明した。中國は表明してない。これは何を意味するか。日本が中國に対してよからぬこと、いや悪いこと、虐殺もやつたでしよう。そういうことを再びやっちゃいかぬという、外交文書として書かれてゐるのがあるんです。遺憾の意を表する。したがって、もう一遍くどい

ようだが、外務大臣はこの日中戦争あるいは太平洋戦争、これを侵略戦争であると認めるのか認めぬのか、これには大体触れたくないのかどうか、これだけはつきりさしていただきたい。

○小坂國務大臣 日本が中國大陸に攻め入つたというようなことは非常によからぬことであつて、さういふことはもう二度としないということを誓つておるわけでございます。それ以上のことは、これ言葉のあやのようになりましますので、差し控えておいていただきたいと思います。

○瀬長委員 日本の政府があつた中國を侵した、言葉のあやですが、事実として、あれだけの人的物的被害を及ぼし、そして南京事件などという虐殺もした。こういったものは、普通日本語で表現するのであれば、侵略なんですよ。これをあえて言えないというのは、何かわけがありましか、大臣。

○小坂國務大臣 特にございせんが、先ほど御説明を聞いていただいたと思いますが、このカイロ宣言では、日本の侵略を制止する、これを罰するためにということとを連合國側が言つたわけでございます。これは連合國側のそういう意思に対して日本はこれを受諾した、こういうことですね。いま申し上げておるのとは、われわれも中國との關係で、中國の主權を侵して攻め込んでいろいろなことをしたことはまことにどうも残念なことであつて、こういうことは二度とすまいと考えておるということとを申し上げてゐるわけでございます。

○瀬長委員 これは中國だけじゃないですね、外務大臣。いま議題になつておる在動法にしても、ベトナムでも。ベトナムも侵しましたね、インドシナ半島。こういったことに對しても、どんなにベトナム人民を、ベトナムの惨禍を、日本の侵略軍がどういふ行為をやつたかということの反省、その反省の上に立つて初めて日本のベトナムに對する外交の基本も実につきりした基本になるのじゃないかということなんです。これはただ單に中國だけの問題じゃないに、現在ホーチミン市になつておりますサイゴン、これがハノ

イに統合されて、新しい大使館が置かれる。この場合の基本姿勢は、いま最初に大臣がお答えになりましたが、いま言つたようなベトナム人民に對する侵略行為についてもまじめに反省したい、そしてその反省の上に立つて眞の友好外交が成り立つという観点で私聞いてゐる点をひとつ理解してもらつて、この関連で前に進めます。

この侵略戦争の責任者として極東裁判所で裁かれた戦争犯罪人に対しては、今日もその責任を追及すべきであると思ふかどうかという問題なんです。極東裁判所がありましたね、そのときにこれは侵略戦争の責任者として極東裁判所で裁かれたわけなんです。そして、その戦争犯罪人に対しては今日もその責任を追及すべきであると思ふかどうか、これについて大臣のお答えをしてほしいのですが、太平洋戦争を侵略と見ないという考え方は、極東裁判所を否定するもの、これにつながるわけなんです。したがつて、現在でもこの戦争犯罪人の責任は追及すべきであるのかどうか、これはもう不問に付した方がいい、こんなのは過去の問題で、あえて問題にならぬという考え方を持つてゐるかどうかについて、大臣どうお考えですか。

○中島政府委員 戦争犯罪の問題につきましては、先生御承知のようにサンフランシスコ平和條約の第十一條で、条文をそのまま読みますと「日本國は、極東國際軍事裁判所並びに日本國內及び國外の他の連合國戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本國で拘禁されてゐる日本國民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする」云々と、いう規定がございまして、要するに極東裁判所の裁判を平和條約で受諾した、こういう關係になつております。

理済みであるというふうに考えております。

○瀬長委員 裁判の問題は処理済みであるが、いまでも戦犯は、これは日本だけですね、戦争犯罪人、裁かれた者がうようよ、と言うと語弊がありますが、事実いるのです。こういったのを、今日もその戦争犯罪人の戦犯責任を追及すべきであると思ふのか、もうこれは全部片がついたというふうなことになるのか、それを聞いています。

○中島政府委員 先生が戦争犯罪人とおっしゃっておられるその意味が必ずしも私によくわからないのでございますが、連合国が行ったところの戦争犯罪の裁判は、この平和条約で処理がなされておるといふことでございます。

○瀬長委員 極東裁判が、すでに御承知のように戦勝国の裁判として、原爆投下を不問に付した。これは日本国民に対する犯罪を取り上げなかったという多くの欠陥を持っています。私はそれを知っておりまして、だが、平和に対する罪、侵略戦争の共同謀議として東条英機以下を裁いたことは正当である。いま局長も言われたが、サ条約第十一條は、極東裁判など戦犯に対する裁判を受諾することを規定している。これは否定することはできないです。受諾していませんから、どうですか。

○中島政府委員 まさに、十一條で受諾いたしましたに限り、否定することはできないという関係になります。

○瀬長委員 いま局長が読まれたことも関連しますが、サンフランシスコ平和条約第十一條は「日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。」とあります。第十二回国会、これは昭和二十六年十一月十三日、これに対して大橋法務総裁が答弁しております。十一條により裁判を受諾するということは、被告人に対して申し渡された裁判を合法的かつ最終的なものとして日本国政府が承認するという意味を含んでいる、したがって、確認している

裁判について日本政府がその手続、内容について適當でないという点を指摘して修正を求めるといふ方法は原則的には閉ざされている、という答弁をしております。いまでもその考え方に間違いございませんか。

○中島政府委員 外務省に属します私がその問題、裁判の内容についてとやかく申し上げるのはどうかという気はいたしますが、当時の法務大臣がそういう御答弁をされたのであれば、そのとおりであろうと考えております。

○瀬長委員 本会議の時間が迫っておりますので、私のいまの質問は、引き続きまた午後このことにつきましてやることにして、終わります。

○渡辺委員 本会議散会後委員会を再開することとし、この際、暫時休憩をいたします。
午後零時四十八分休憩

午後二時三十四分開議
○渡辺委員 休憩前に引き続き、会議を開きます。増田行政管理局次官から発言を求められておりますので、これを許します。増田行政管理局次官。

○増田政府委員 行政管理局次官を拝命いたしました増田盛でございます。今後とも何とぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○渡辺委員 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題として、質疑を続行します。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。瀬長亀次郎君。
○瀬長委員 午前中に引き続き、戦犯関係についてお尋ね申し上げます。
正式の名称は、戦争犯罪及び人道に対する罪に対する法令上特効の不適用に関する条約、いわゆる

る戦犯時効不適用条約、これについて外務省はいままでどういう態度をとられたか、これを批准する意思はないか、この点についてお答え願いたいと思ひます。

○中島政府委員 突然のお尋ねで、実は私詳細心得ておりませんけれども、いずれにしても当面その条約を批准するという考え方は特にありません。

○瀬長委員 おわかりにならないで批准するつもりはないというふうなことになる、ちょっと困るのですよ。いまあなた、事実持っていると申すのだが、これは一九七〇年十一月十一日に効力を発生している。もし批准ができないとすれば、どういう意味でできないのか。これは戦犯という特別な――再び侵略戦争を起こしてはならぬ、平和への罪、人道に対する罪というところで極東裁判が行われたことは当然であります。これに対して、いまの戦争犯罪への時効不適用のための国際条約について賛成であるのか、賛成であるが何らかの関係で棄権したのか、あるいは批准していないのか、はどういう意味で批准していないのか、そこら辺を明らかにできるんじゃないですか。

○中島政府委員 私の記憶にございます限りは、その条約は、主としてヨーロッパにおけるこの前の世界大戦の最中に生じた事態、具体的に言えば、ナチの政権下の行為に対して戦争犯罪として追及されている人たちがまだあり得るということ、その人たちの戦争犯罪の時効が停止されないのだということ、これを条約によって律しようというふうな趣旨でつくられたものではなかったかというふうな記憶しております。主としてそこで考えられておりますのは、ヨーロッパにおける事態の処理ということであったかと記憶しております。

そういう意味で、基本的にはわが国といたしましては、戦争犯罪の問題は、少なくとも政府に關する限りは平和条約の第十一條によつて処理済みであるということ、特にいまのような条約の適用という意を申し上げたわけでございます。

○瀬長委員 いま条約局長さんは、余りよくわからないのでの答弁であるように聞いております。實際わかつておりませんので、これについての質疑は保留します。

次に国際人権規約がありますね。これは世界人権宣言を補完する国際人権規約であるのですが、三十年近い曲折を経てやっとこし発効した。で、日本はこの国際人権規約に対して、どのような方針で臨んでおられるのか。一つは、賛成か反対かどうか。そしてこの件はすでに日本人権協会あるいは有権者同盟など、日本の国民の間でも早目にこれは批准してほしいという世論が高まっているわけですね。そういう意味で、この人権規約についてどういった姿勢を外務省はとっておられるのか、賛成か反対か、賛成であれば批准するかどうか、その点を明らかにしてほしいと思ひます。

○中島政府委員 主管局長がたいまちよつと席に見えておりませんので、とりあえず私からお答え申し上げます。幾多の機会に御質問がありまして、その都度政府側からいろいろなお答えをしております。けれども、これらの条約、二つ、A規約とB規約とあつたと思ひますが、その条約の目的とるところ、趣旨とするところについては日本国として何ら異議はない、むしろ賛成でございます。

問題は、これらの条約が日本の国内において外国人に対する一定の待遇を規定してある。たとえば、外国人にも教育の権利を認めるのか、それから社会保障上のいろいろな利益を均てんさせるとか、そのような問題がありまして、わが国の従来の国内体制が外国人に対する待遇というところを当然には想定していないでございまして、この点で若干の事柄がございまして、そういう状態のもとにいわゆる外国人の待遇を与える条約を締結するとなれば、その国内体制そのものを相当本能的に見直して、それに対する十分な手当てをする必要がある、そういうようなことがありまして、関係各省においていろいろ御検討を願つておるといふ状況でございます。

ます。

○瀬長委員 それでは、この批准については別に基本的な異議があるのではなくて、いまのようないろいろな事情で各省で検討した上で、近い将来国会に出して批准するというお考えはあるわけなんですか。

○中島政府委員 ただいま申し上げましたように、これらの条約が趣旨とするところについて基本的な反対があるはずがないわけでございます。問題は、ある条約に入るとなれば当然にそれに対する国内法上の準備、国内体制の準備というものを整えなければ入れないわけでございます。そういう準備が早急にできるものかどうかという点をいろいろ関係各省に御検討願っている。ただ、いま申し上げましたように、問題の性質が非常に広範かつ相当むずかしい問題を含んでおるものから、それらの各省における検討がそう簡単に済むかという点になりますと、必ずしも楽観は持っておられないわけでございます。いつごろになればどういう手続がとれるかという点につきましては、外務省といたしまして当面特定のめどを持っていますわけではない。ただ、これらの条約の趣旨には賛成であるということで各省の御検討をいただいておる、こういうことでございます。

○瀬長委員 この人権の問題は、現在憲法にも基本的人権の原則がありますし、法的にも基本的には憲法が保障している問題で、進んでこういった国際人権規約のようなものには賛成するだけではないで、むしろ日本が率先して批准を求めるような前向きな検討をやる必要があるんじゃないか、私、そういう意図を持っていますが、どんなものですか。

○中島政府委員 ただいま申し上げましたように、私どももいたしましては、関係各省の御検討を鋭意お願いしているわけでございます。そういうことで、ただいま現在、いつその条約の締結の手続をとり得るか、その点についての具体的なめどを持っていますわけではございませんけれども、鋭意御検討を願っているということで御了承

をいただきたいと思ひます。

○瀬長委員 次に、核の先制使用の問題、さらに安保条約あるいは朝鮮米軍の問題などについて質問したいと思ひますが、これは大臣が来られてからやられた方がいいと思ひますので、最初に、これはアメリカ局長にお尋ねした方がいいのじゃないかと思ひます。

最近、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブ、それから出砂島、これも地位協定に基づく共同使用というのが何か決まったように聞いておりますが、このいきさつと目的ですね、これなど、御回答をお願いしたいと思ひます。

○鋼崎政府委員 いきさつと目的についてお答え申し上げますが、キャンプ・シュワブとキャンプ・ハンセンは、沖縄で出ます。この処理をやるといふことで、自衛隊が県の委託を受けて廃棄処理を実施することになっておるわけでございますが、この廃棄処理をする場所が米軍演習場ではないとできないというところいろいろ米側と折衝しまして、キャンプ・シュワブにつきましては五十年の十二月四日、ハンセンも同日でございますが、この演習場を、沖縄県から、県内で見つけられまして、この演習場を、沖縄県から、県内で見つけられまして、共同使用をいたしております。

これは五十年の十一月の六日でございますけれども、自衛隊の標的を回収するために、出砂の地域に落として回収するというところで、米側との共同使用が認められております。

目的と経緯はそういう状況でございます。

○瀬長委員 この出砂島の共同使用はいつからですか。

○鋼崎政府委員 五十年の十一月六日からでございます。

○瀬長委員 現在、航空自衛隊が標的の投下及びその回収のために共同使用しておる。現在使用中ですか。

○鋼崎政府委員 現在も使用いたしております。

すか、自衛隊。

○鋼崎政府委員 御質問の意味がよくわからなかったのですが、自衛隊では、この標的というのは、航空機で引張りまして、それに向かって別の飛行機が射撃練習をするわけですが、その標的をこの出砂の射撃訓練場で投下して回収する。ですから、これは自衛隊で現在もやっておりますわけでございます。

○瀬長委員 私がこれを聞きますのは、伊江島の射撃場と出砂島の射撃場は、ともにアメリカの嘉手納基地に在る第一八戦術戦闘航空団、これが核模擬弾を投下訓練した。この事実、投下された核模擬弾の実体を回収し、さらにこれは実物をもって証明されているものであるわけなんです。それで、出砂島も伊江島と同じように、核模擬弾の投下訓練が行われておるわけなんです。そういうところによると、伊江島は代替地が決まれば解放するといふようなこともあるわけなんです。が、それとの関連性があるのですか、ないのですか。いわゆる出砂島、これを重視して共同使用も認める、それで伊江島がもし解放されたならば、そこをむしろ強化するといったような前提に基づいて共同使用の中に入れたのか、そこら辺ははっきりしていただけますか。

○瀬長委員 いまお尋ねのような両者の関連というものは全然考えておりませんし、ございませぬ。

○瀬長委員 これはアメリカ局長にお答えしてもいいのですが、伊江島の射撃場の解放の問題は、何か代替地ができたから解放するといったようなことが日米協議委員会ですか、そこで決まったように聞いておりますが、それは決まってから現在はどうなっているか、そしていきさつを説明してください。

○山崎(敏)政府委員 この七月八日に開かれました第十六回日米安保協議会におきまして、沖縄の施設区域の整理統合について合意を見たわけでございます。その一つとして、伊江島補助飛行

場の返還の問題が取り上げられておるわけですが、これに關しましては、いま仰せのとおり、これの代替施設の建設を条件として返還されることになっております。ただ、その代替施設をどこにつくるか、その代替の射撃場をどこにするかということにつきましてはまだ具体的に決まっております。現在この問題に關して日米双方の専門家の間で技術的検討を重ねておる段階でございます。

○瀬長委員 大臣がお見えになりましたので、最初に核の先制使用問題について大臣に質問します。

第一番目に、九月二十八日に本会議で共産党、革新共同の金子議員が質問しました。その中で、韓国での核の先制使用問題、三木総理は「シュレジンジャー氏も朝鮮半島に核兵器使用はまず考えられないというふうな発言になっております」という答弁をしております。外務大臣として、これはいつどこでシュレジンジャーがそういったような発言をしたのか、シュレジンジャー自身は先制攻撃をするという発言をした人なんです、それについてお答え願いたいと思ひます。

○山崎(敏)政府委員 ベトナムの情勢が急変しました直後、朝鮮半島に一時緊張が見られたことは事実でございますが、その際に、シュレジンジャー前国防長官が一般的な問題として、核の先制使用の可能性は排除されないといふことを言ったわけでございます。それが朝鮮半島における核の先制使用の問題としていろいろ報道されたことは承知いたしております。ただその後、朝鮮半島の情勢も大分変わりました、そういう後の段階において、たしかシュレジンジャー国防長官が日本に参りましたときに、去年の八月の終わりでございまして、その参りましたときに、朝鮮半島において核の先制使用が行われるようなことはまず考えられない、たしかアンライクリーというふうなことを言ったと記憶しております。

○瀬長委員 シュレジンジャーは前言を取り消して、核の先制使用をしないと云っているのじゃない

いんです。表現は、朝鮮半島には核を使う状況にはいまいと云っているだけで、前の先制使用の発言を取り消して、核の先制使用をこれからはいらないというふうなことは言っておらぬわけなんです。ところが三本総理は、それに逆のことを言っているわけだ。私はそのことを聞いています。ですよ。これは総理が言っていることですから非常に重視しなくてはいかぬし、後でいろいろ問題を出しますが、核問題は大きなことになっておる。

○山崎(参)政府委員 ちよつと御質問の趣旨を十分理解し得なかつたのでございますが、もう一回おっしゃっていただけませんか。

○瀬長委員 シュレジンジャーの言っていることは、朝鮮半島には核を使う状況にはいまいと云うことを言っているのであつて、核の先制使用をするといったような発言を取り消したのではないんだということなんです。

○山崎(参)政府委員 核の先制使用という問題に關しましては、普通、戦争が始まった後に、通常兵力による大規模侵襲を防ぎ得ないような場合に、敵味方を通じて初めて戦術核兵器を使用するというふうな一般的に考えられております。

「委員長退席、加藤(参)委員長代理着席」
そういう問題としての先制使用の可能性は一般論としては排除されないということをシュレジンジャーは言っておるわけでございます。

○瀬長委員 この三月二十五日、米国による核兵器先制使用に反対する決議案を審議する下院国際関係委員会の国際安全保障・科学問題小委員会で、米國務省のベストという政治軍事問題局長は次のように発言しております。核の先制使用を否定したことはない。日本政府はアメリカのこのような危険な考え、唯一の被爆国民である日本国民の立場に立つて、そういう核先制使用政策をやめさせるために、アメリカにむしり申し込む必要があると私は思うのですが、大臣、どうお考えですか。

○小坂國務大臣 核兵器のこと、戦争抑止力とい

うものはやはり存在しているわけです。ただ、核兵器というものが使われた場合の惨禍というもののはわが國を身をもって体験しておるわけですから、ございますからして、わが國としては核兵器を全廢に持つていくためにやはり核実験の反対をやっておるわけです。しかしながら、全体の抑止力との關係において、SALTその他の問題は一方において米ソの間で話し合われておりますけれども、核保有國においてこれをやめるという形にはなつておらないわけですね。そういうことでございますので、ただいまの御質問に対してわが方はどういふことかと言われると、わが方としては核兵器は全廢されることを望む、そういう考えを持つておるといふふうにお答えをするわけでありませう。

○瀬長委員 いま申し上げました局長の証言ですが「核兵器の戰術的使用を原則的に排除できない」これを強調した上で「限定的な政治、軍事目的達成のため、限定的な核兵器使用の選択を維持する必要がある」と言明し、さらにベスト局長は「米國が核兵器使用の能力と意思を持つことこそ戦争のほつ発を防ぎ、また戦争が核破滅といわれる段階にまで進むことを抑制するうえで、基本的な要素となるもの」ということを核の先制使用の問題に關して言明しております。

これを関連いたしまして、きよの新聞、もう各紙に出ておりますが、これは「米で原爆投下シヨ」当時の操縦士が出演、B29飛ばし広島再現模倣爆弾キノコ雲まで」といふふうな報道している。これはテキサス、ハーリゲン発APで、ほとんど全紙に大々的に報じられております。それで、この操縦した人、すなわち広島に原爆を投下した男は退役のティベツという人だが、こんなことまで言つておる。「原爆投下当時と比べると、きよは、あまり心配はなかつた。四五年の原爆初投下のときには、特別感慨も抱かなかつた。私にとっては軍人としての任務だつたから、成功したので、ほつとした。原爆投下を指揮したことを氣に病んで眠れなかつたことは一晩もなかつた。白髪があるのは、仕事のストレスのため」と、これこそ挑戦的な言葉を述べております。しかも、日本は原爆の洗礼を広島、長崎で受けていた被爆國なんです。このような形ではいゆる原爆投下シヨがやられておる。これに對しましてどうお考えになるのか。まず第一にこの点について外務大臣のお氣持をお聞きしたいのです。

○小坂國務大臣 私実はけさから忙しくて余り新聞を詳細に読んでおりませんが、わが方にしてみましては原爆とキノコ雲というものはまさに悪夢のごときのものであります。そういうものを淡々とやられてはかなわぬ、二度と原爆は困るという非常に強い氣持を持つております。私の氣持を聞かれても、よく新聞を読んでおりませんものですが、読んで上でまた感想等を申し上げることにしたいと思ひます。

○瀬長委員 これを見て下さい。これは各紙に出ておる、こんな大々い見出しで。大臣はお忙しかつたことはわかりますが、核問題についてこのよう大々的な報道がある場合に見逃すということ自体、核兵器の完全禁止を求めている國民の氣持が全然わかつていない。さらに国会でも決議しているわけなんです。

いま私、その話をしましたが、三十一年前と同じB29なのです。広島に原子爆弾を投下した米軍の退役將校が、実際にB29を操縦して模倣原爆を投下しておる。當時を再現する、この問題なのです。そして三十一年前の広島、長崎に投下された原爆でいまなお三十数万の日本國民、被爆者が本當にむしばまれて苦しんでおる。いまごろになつたと思ふのだが、これはごろんになるならぬは別として大變な原爆投下シヨなのです。これは日本國民だけではなくて、世界の平和と安全を求めておる世界の國民に対する挑戦だと思ふのです。このような挑戦的なことを、しかも模倣の原爆を使い、B29を使つてやつておる。これは常識では考えられぬようなことでしよう。このようなことはやつては困ると、アメリカ大統領に申し出る必要があると私は思ふのだが、大臣どうお考え

ですか。

○小坂國務大臣 私、実はこの催しが政府の主催のものであるかどうかという点ではつきり見ておりませんでしたので、先ほどのように申し上げたわけでございますが、これは民間の航空ショーだといふことであります。しかし、いかに民間の航空ショーであるにしても余りに無神経過ぎる、人の氣持を知らないにほどもがある、はなはだ不快の念を禁じ得ないといふことを申し上げておきます。

○瀬長委員 いまの大臣の言葉を了としますが、さらに進んで、いかに民間であつてもこのような挑戦的なことはやつてもらいたくないといふぐらいはアメリカに申し出る必要があると思ふのだが、どんなものですか。

○小坂國務大臣 われわれに与えた原爆の惨禍といふものについてわれわれはあらゆる機会に言つておるわけでございますが、この事柄自体はなはだ無神経であり、どうもはなはだ不愉快なことであります。政府としての行動といふことでございますから、これはよく実情を調べた上でまた考えたい、適當なることをいたしたいと考えております。

○瀬長委員 この点については、特に核の先制使用の問題とも関連して、アメリカ政府が核の先制使用の問題を含めていかに核戦争の準備を怠つていないかといふことを証言するものであると思ふので、大臣、積極的にこの点を早目に調査して、アメリカに強硬に申し出るということを希望しまして、次に進みます。

日米安保条約と日韓条約との關係であります。これは、在韓米軍撤退問題に關する米國務省の報告が公表されておつて、フォード大統領が九月二十九日に議會に提出したものでありますが、この中で注目されるのは、いわゆる在韓米軍の撤退問題について、特に日本との關係を重視して、日本政府が駐留継続に賛成しており、すなわち在韓米軍の駐留に賛成しており、早期の重大な削減は日本の安全保障と日米安保条約の信頼性についての日

本国内の懸念を高めると、在韓米軍の撤退と日本安保条約との絡みを具体的に指摘している。これは初めてなんですね。大統領は、安保条約の問題、これとの関係を言っておりますが、とりわけ日米安保条約の信頼性について報告したのは初めてなんですね。これは米韓条約、この問題は米韓条約でいいでしょう。それで日米安保条約との関連でその信頼性について触れたのは初めてなんですが、これは一体どういうことになっているのか。いわゆる日米韓軍事一体化の具体的なあらわれであるというふうには受け取れないこともないわけなんです。これは初めての、報告の中での問題なんです。

○山崎(敏)政府委員 われわれといたしましては、このフォード大統領の報告書の内容を特別に新しいものとしては受け取っておりません。日米安保条約も、その前文におきまして「両国が極東における国際的平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し」というふうに書いておるわけでございまして、日米両国ともに極東における平和と安全というものについては共通の関心があるわけでございまして。したがって、日本としてももちろん朝鮮半島における米軍の駐留問題に関心を持っているというところはあるわけでございます。その点、アメリカもその問題について日本といろいろ相談していくことは当然あることであらうと思えます。

○瀬長委員 いまの信頼性の問題に就いて質問したいと思うのですが、在韓米軍を削減する場合に日本に相対してやってくれといったようなことを、日本政府はアメリカに何か要求したことがあるのですか。

○山崎(敏)政府委員 そういうふうな明示的な形でアメリカと話し合ったというところは私は承知しておりませんが、昨年の八月、三木総理がワシントンを訪問されてフォード大統領と話し合われましたときに、その後のナショナル・プレス・クラブにおける演説で、朝鮮半島における米軍の駐留は必要であると考えているというふうなことはおし

やっております。

○瀬長委員 いまの大統領の報告は、それに関連して、日米安保条約の信頼性、これに関するもので、いうことになったのか、それと別個な形で、切り離されておるのか、そこら辺はどう判断しますか。

○山崎(敏)政府委員 いま申し上げましたように、総理がナショナル・プレス・クラブにおける演説で、現在の情勢のもとにおいては朝鮮半島に米軍が駐留することは必要であるというふうなことを言っておられるわけでございまして、その意味において日本側が韓国における米軍の駐留について関心を持っておることは事実でございます。その意味でフォード大統領の言っておることは関連はあると思えます。

○瀬長委員 結局結論として言えることは、日米安保条約は日本の安全のため、アジアの平和のためとだんだん拡大されておりますが、とりわけベトナム後は、安保条約に基づいて提供された日本の基地は、むしろ朝鮮にその照準が向けられ、日米韓軍事同盟が次第次第に一体化の方向で強まりつつあるというこの事態をさらけ出しておるというふうに私は考えます。

そこで最後に、日本政府は、進んで在韓米軍はずつといはしというところを申し入れたのか、あるいはこれはこれからまだ申し入れようとするのか、そこら辺は外務大臣いかがですか。

○小坂(國)政府委員 平和を保つためには、すべての関係者が心から平和を望んでいるということも非常に必要でございますが、それと同時に、平和が保たれるように防衛力が整備されておつて戦争が起きない状態になっているということも非常に必要である点であらうと思つております。いま朝鮮半島の状態を見ますと、戦争の起きないような力の均衡関係がある、かように思つてございまして、そういうことは平和を保つために必要である、こう考えております。

○瀬長委員 次に、きょうの閣議で、現在沖縄だけに適用されている公用地等暫定使用法が来年の五月十四日に期限が切れ、その穴ができるというけ

ないので埋めるために、新しい——土地強奪法とわれわれは呼んでおりますが、これがきょうの閣議で決まったと聞いておりますが、正式の名前はどうかっておりますか。

○山崎(一)政府委員 いまお尋ねの法案は、正式には沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法案ということになっております。

○瀬長委員 これはきょうの閣議で決定しましたか。

○山崎(一)政府委員 決定いたしました。

○瀬長委員 これについて、概略でいいと思いますが、とりわけこれは安保条約に基づく問題もあり、自衛隊の問題もありますので、閣僚としての外務大臣の御意見を伺いたいと思つております。

○山崎(一)政府委員 大臣からお答えがあるかと思つておりますが、担当の役所として一応本法案の考え方を申し述べますと、防衛施設庁は従来から施設の境界の明確化ということについて努力してまいりまして、早期かつ適正に行われるように、施設内の土地について境界が明確になるようにいろいろ施策をやつてきております。今般、この法案において国が行う施策を明らかにされ、境界の明確化の一層の推進を図るようになっていること、この法案が閣議決定されたのでございまして、私もとしては関係機関といろいろ協議の上、努力をいたしたい。同時に、先ほど来お話がございましたが、日米安保条約の関連でこれを有効に機能させる、日本の安全を確保するために必要な駐留軍などの施設を維持することは、どうしても日本にとつて必要なこととございまして、この法案は、地籍を明らかにすることととも、施設の安定的な使用を確保しようということとをあわせ考えておりますので、そういった性質のものとして、今後私も、この法案の御審議がいただけるようになることを願つておるわけでございまして。

○小坂(國)政府委員 いま防衛施設庁長官からお答えがありましたとおりでございます。私も同様でございます。一日も早くこの法案が十分御審議をされて可決されるようにお願いをいたしたいと思つておるわけでありまして。

わけでありまして。

○瀬長委員 私、この前の委員会でも、この法律は現在の日本国憲法にも違反し、さらに、とりわけ沖縄県民を初めとする日本国民の安全をむしろ脅かし、戦争のための基地を一段と強化するということで、平和を願つてゐる国民は断固反対しております。

私、この前の内閣委員会でも、アメリカと日本が沖縄の現在の基地を接収した段階を四段階に分けて申し上げました。一段階の問題はまだ質疑は済んでおりません。それをこれからやりますが、一段階は外務省は、民法に基づいて行つたということであるが、民法ではなくて、その当時の国家総動員法に基づいて、地主の土地を軍事権力でもって接収し、さらに強奪した、これが第一段階である。

第二段階は、一九四五年、アメリカ占領軍が沖縄を制圧するに至つた段階で、本当にアメリカの占領軍の軍事権力をバックにして、武力をもつて土地を強奪し、日本軍が強奪した土地に馬乗りをして、さらにそれを押し広げた、これが第二段階。

第三段階は、祖国復帰が実現する段階で、現行法が七一年に強行採決されて現在に至つておる。四段階が、きょうの閣議で決定されたという強奪法である。沖縄県民を挙げて反対しているし、私も断固反対します。

これは中身がまだ明らかでない。資料も渡されていない。私はこの前委員会でも資料を要求したのでありますが、渡されていないので、第一段階の継続として、この前の委員会でも、たしか大蔵省は、日本軍が使用した土地は国有地になつており、これは民法に基づいての売買契約で行われておるといったような答弁がなされておりました。民法に基づいて国有地になつておると言われましたが、市町村別の問題は抜きにして、民法で売買契約が成立して国有地になつたとすれば、やはり地主との談合に基づく契約があったと考えます。とりわけ読谷村、宮古の飛行場の跡地、もつとたくさんありますが、この二カ所についてどのような取り決めをし、契約をし、さらに土地代は

現金で払われたのか払われなかったのか、払われなかったとすればどうするか、この実務的ないきさつから明らかにしてもらいたいと思います。

○秋山説明員 いただいた御質問でございますけれども、実は先ほど至急調べてみたのですが、ちょっと間に合いませんので、恐入りますが、次の機会に答弁させていただきますと思います。

○瀬長委員 間に合わなかったというのは、あなた方に資料がないのですよ。事実上、全部あなた方の民法に基づくものであるということを反証するものが出てくるわけですね。おととい読谷村の地主会長に会い、その当時の実情を聞き、さらにこの前持ち出したのはこれなんです。これにも明らかに第三十二軍参謀長、これが出したのがあるのです。これの中にも、軍事権力であった、しかも総動員法に基づく勅令第九百二号に基づいて行ったということが明らかにしているのです。そして債券が出ていますよ。「大東亜戦争」と書きまして、戦時債券、十五円とか五円五十銭とかいうふうなが出ています。これが現実なんです。これをいまだ大蔵省は国有地と言っているわけなんです。ところが、その当時の参謀長から命ぜられた参謀も金井参謀も八原参謀、これは高級参謀なんです。その当時の大佐です。この証言も、戦争が済んだら地主にお返しすることを約束しており、厚生省の当時の援護局長がまた認めているわけなんです。これはその当時金を払っていないというのが現実なんです。そう言った場合に、この前防衛施設庁長官に聞いた、いま提案しようとする土地法案と関連がないと言っておりまして、関連があるのは、いまこれから始まるわけなんです。万が一国有地であったものが私有地になった場合に関連してきますよ。国有地として現に米軍あるいは自衛隊で使っているものがあるかどうかは別として、とにかくこれが国有地から私有地になる場合には関連して来る。そこで、民法に基づいてこれが登録されているという事は、大蔵省がはっきりこの前の委員会です。民法というのは大体売

買契約でしょう。国なら国を甲として、これと地主とで、畑であれば坪当たりの単価幾ら、原野であれば幾らというふうな相談して合せて、そして合意したときに民法の手続で登録するのでしよう、手続は、それはいいがですか。

○秋山説明員 仰せのとおりでございます。

○瀬長委員 そのような手続が行われているという証拠、いわゆる当時の書類をお持ちですか。

○秋山説明員 実は沖縄につきましては、大部分が戦火でもって焼かれてしましまして、資料の大部分がなくなっているわけでございますが、私も調べた範囲では、登記簿上取得原因が売買と書いてあるというふうなものが見つかっております。領収証も一部見つかっております。その辺から通常の売買であったであろう、このように考えておるわけでございます。

○瀬長委員 政府は、都合のいいのは集めて、都合の悪いのは集めていないというのが現状だ。ちょうどピンポン玉のようで、防衛庁に聞いたら、防衛庁そんなことはわからぬと言ひし、大蔵省に聞いたら、大蔵省は実務的に登録されておることはわかっておるがその当時はわからぬ。法制局に聞いたら、法制局は法解釈をするのがわれわれの任務であつてその当時はわからぬ。だんだん調べたらこういつた本まで出てきて、これは防衛庁が出した本です。正式にはこれは「戦史叢書沖縄方面陸軍作戦」防衛庁が出ております。この中で全部作戦の実態が書かれています。それが読谷飛行場に行つて、いわゆる北飛行場、中飛行場、それから宮古飛行場、八重山飛行場へ行つて、どの参謀がやつたかということもちゃんとここに書かれています。そして、そういった人々が実はそういった時代——十九年なんです。もう二十年にはアメリカの占領軍が上陸して制圧されたというふうな段階なんです。そういった段階で、売買どころの騒ぎじゃないんだということもはっきりし、それでこの前厚生省の係がはっきり読んだわけなんです。そういった実情がはっきりしてお

るわけなんです。問題はきよう提起したのじゃないのです。ずっと前に提起した。当然伊江島飛行場もそうなんだ。それから、いまの嘉手納飛行場の周辺である読谷飛行場、またアメリカが勝手にアンテナを構築しようとしていまあの飛行場の地主が二百名余り座り込みをやつておるのです。そういうあなた方が民法に基づいてやつたというのであれば、その証拠をそろえてやつてく

はつきり言えば、あの那覇飛行場があるでしょう。その具志部落、これはもう二個中隊、三個中隊が来て毒ガスまでまいてやつたんですよ。さらに、いまの那覇上ノ屋にある米軍住宅地、これは銘別です。銘別部落の墓地までブルドーザーで引き飛ばしてつくられたのがあのいまの土地なんです。さらに伊佐浜、あの土地はいまアメリカの海兵隊のモータープールに使われている。読谷がしかり、嘉手納がしかり。全部と言つてもいいほど、伊江島を含めて全部、アメリカの占領軍の軍事権力に基づき、戦車を動員し、機関銃が火を噴こうとするような威圧のもとで行われた。これはアメリカ占領軍が、国際法規ですら禁じている略奪をやつた。

次は、この土地を七一年にいわゆる公用地等暫定使用法なる名前で行きつきそれを合理化し合法化していったというのが現在である。そうして、本年五月十四日これが期限切れになるので、引き継ぎとしてきよう閣議で決定する。まさにこれは、布告でもってアメリカ占領軍は沖縄県民の土地を略奪した、今度は布告以上の過酷な、地籍を明確にするといったような衣をつけて、実際は自衛隊、米軍が安全に基地を確保できるような方法をいま進めている。

もちろん断固としてこれに反対しますが、時間が切れているのであります。質問はこのぐらいでやめます。そういった意味で日本共産党は反対をしますが、この反対する場合に、いま言ったような日本軍が強奪した姿をはつきりさせなくちやいけません。それで地代も払っていない。払わなくちやいけません。米軍のあの不法な占領時代における請求権を放棄した。この請求権を放棄したのは日本政府だ。日本政府またそれに償うべきものをなさなくちやいけぬといったようなことで、これは断固として今国会に出してはいかぬ。こんなような不法不当な、占領軍が出した布告、布令以上に過酷な土地強奪法だということを指摘して、私の質問を終わりたいと思います。

○加藤(一)委員長代理 鬼木勝利君。

○加藤(一)委員長代理 鬼木勝利君。

○鬼木委員 これはちょっと緊急にお尋ねしたいのですが、先ほどのニュースによりますと、中国においてクーデターの未遂ですか、が起った。毛沢東の夫人江青女史、それから王洪文、これはもう御承知の党副主席ですね、それから張春橋、これは次の首相だという候補にみなされておった方だと存じますが、姚文元、こういうふうな方々の方々が皆軟禁をされた、こういう重大ニュースがいまさっきありましたが、外務省当局には何らかの情報あるいは事実が参っておりますか、その点を。

○中江政府委員 いま先生がおっしゃいましたような情報は、未確認の情報として、たしか二日ぐらい前でしたか、北京の大使館から報告が来ておりますが、はっきりした確認された情報としてはたゞいままでのところ私どもの手元には参っておりません。

○鬼木委員 その背景とかあるいは事実関係というようなことは、詳細はおわかりにならないだろうと思いますが、その内容あるいは背景、事実関係について、北京の大使館あてに何か詳細わかつている範囲内において即刻報告せよとか、訓令か何かお出しになりましたか。

○中江政府委員 これは先ほど申し上げましたように、むしろ北京の大使館の方からこういう情報を送ってきておりました、そのことがけきロンドンからの外電として同じような情報が出てきたというところでございますので、私どもも北京に、国際的に非常に注目を集めているということで、その確認というとか何か事実があるみたいでございませうけれども、どの程度の確度の高いものであるかということについては、この情報に限らず、毛沢東が亡くなった後の中国の党及び政府の主要幹部人事がどうなるかというところは、いろいろな情報が入り乱れておるのが現状でございまして、それを整理して、確度の高いものは逐次報告していくという体制になっておるわけでございます。

○鬼木委員 了解しました。そこで、これは小坂先生にお尋ねしたいので

す。先生は非常に積極的ににおやりになっておりますので、先生の方にちょっとお尋ねしたいので

いづれにいたしましても、毛沢東の亡き以後、中国に何らかの政治的動搖の兆しがあるのかないのか、どのように大臣御自身お考えいただいておりますのか、それをちょっとお尋ねしたいのです。

○小坂國務大臣 ただいまアジア局長が申し上げましたようなことでございまして、未確認情報といたしましては二日ぐらい前からさようなことを北京の当方大使館から言ってきたおるわけでございしますが、こちらと違ひまして何分にも非常に情報と取りにくい社会でございまして、われわれといたしましては事態がもう少し明瞭になるのを待っておりますというところでございまして、何分にも他の国のことでございしますので、われわれとしては非常に慎重にこの成り行きを見守ってまいると申し上げる以外にちょっと方法はないように存じます。

○鬼木委員 大臣のおっしゃるとおりまだその全貌が全然わかりませんし、どういう事態になっておるのか、いま大臣のおっしゃるとおりと私もそう思います、これもまた仮定問題ですからどうかと思ひますが、仮に毛沢東以後において、今日の中国の情勢がいかなる政治的情勢、事態に立ち至っても日中関係には影響がない、このように御判断なさっておりますか、これも将来どうなるかわからぬ、これはおれは言われぬとおっしゃるか、その点ひとつ大臣にちょっとお伺いしたいと思ひます。

○中江政府委員 先生も御記憶と思ひますが、周恩来國務院総理が亡くなった後で、中国側は、周恩来が亡くなった後も毛主席及び党中央が中国の内政、外交の路線を決めていくんだから変わりがない、こういうことを言っております。その毛主席が今度亡くなったわけですが、この毛主席の死去といひますのは、この七月ごろから外国のお客様にも会わないというようなことで、だんだん第一線からは遠のいていくという状況のもとでついに亡くなったということでございます。

一般には、中国といたしましてもそう突然の毛主席の死去ということではなくて、ある程度の準備といひますか、心構えといひますのはできていたであろうと思ふのが常識的だろう、こういうふうな考えておったわけですね。毛主席が亡くなりました後

も、毛路線を継承していく、毛主席の遺志を継いで自分たちは中国の建設に邁進するんだ、こういう路線でございまして。

そういたしますと、日中間の将来を見ましたときに、その出発点になりました日中共同声明といひますのは、これは毛主席と周恩来國務院総理のこの二人の偉大な指導者によつて中国が決意、決断をしてきたものでございまして、日中共同声明の精神、またその規定に沿つて日中関係を発展させていくというこの路線には、毛主席あるいは周恩来が亡くなられても変わりがない、こういうふうし、またそう信じていくのが正しい考え方ではないかと、こういうふうな思ひをしております。

○鬼木委員 それでは、結局周恩来が亡くなった後、それから毛沢東が亡くなった後、日中共同声明には変わりがないんだから、日中友好条約に特別どうだこうだという変わった事態はないものか、かように理解する、こういうことですね。そういうふうなわれわれ理解してよろしいですか。

○中江政府委員 大筋はそのとおりのことだと思ひます。しかし具体的には交渉の問題でございまして、お互いに、日本側にも中国側にもそのときそのときの事情というのはいくらもございまして、現に周恩来國務院総理が亡くなった後は、中国側は、当然のことですけれども、新たな華國總領が出るといひます、やはり國務院総理の地位がない状況といひます、あつたわけではございまして、そういう意味で個々の交渉の段階を見ますと、当然のことながら内外の情勢がこれに影響を及ぼしていると思ひますが、大きな方向づけとしてはこれは変わりがないという姿勢で臨むべきではないか、こう

いうふうな認識しております。

○鬼木委員 まさにそのとおりだと私も考えております。これは変わるべきじゃない。大筋においては、その方向においては変わらない。個々の部分的なあるいは技術的な面においては、あるいは変わることも、それはいいじりによつてあるかもしれない、そのようにわれわれも解釈いたしておりますが、後でまたお尋ねする場合にもそういう点は出てくると思ひます。

そこで、大臣にお尋ねしたいのですが、大臣が国連総会に御出席なさつてお帰りになつて、去る衆参両院の外務委員会等で答弁されておる。日中平和友好条約の締結については非常に積極的で前向きで、非常に御努力なさつておるということに對しましては、私も非常に好意を持って、しかも非常な期待を小坂大臣には寄せておるわけでございしますが、これは本委員会におきましても私はたびたび総理にもお尋ねしました、三木さんにも、それから宮澤前外務大臣にも相当突っ込んでお尋ねしましたが、議事録にははっきり載つておりますけれども、数カ月のうちには必ず締結するといふようなことまでおっしゃつた、宮澤さんが、何回も私は念を押した。それから三木総理も、これはもう絶対早急にやる、必ずやると何回も確約されて、非常にきれいなことはおっしゃつたけれども、いづれもお二人とも何ら締結してくれないでそのまゝに消えてしまった。そのときに、日ごろから私非常に尊敬している小坂先生が外務大臣になられて、席巻する暇もなく積極的に御活躍なさつておる。お世辞抜きにして非常に期待を申し上げております、今度こそ小坂外務大臣はやられるんだと。

そこで大臣にお尋ねしたいのですが、三木内閣の手によつてこの日中平和友好条約が締結されるか。これはまあ三木内閣はまことに気息えんえんとして危篤状態じゃないかというふうなことがたびたび、まあいまようやくまた息を吹き返して蘇生しておられるようですが、数回に及んで臨終じやないかというふうな、親戚があつたら早く知ら

せておいた方がいいじゃないかというような状態もたびたびあったようでしたが、しかし小坂外務大臣に限ってはますます私は御健在であると思えますので、大臣の御決意をこの際お聞きしたいと思うのですが、いかがでございますか。

○小坂外務大臣 鬼木先生より私に對しまして数々の好意あるお言葉をいただきました。心から感謝を申し上げます。私、はなはだ魯鈍の者でございますけれども、この役につきましました以上は、何としても日本の平和のために尽瘁をいたしたいと考えております。

やはり日本はアジアの国でございます。アジアの平和を考え、そして日本のアジアにおける平和と繁栄のための貢献を考えます場合には、何としてもこの日中兩國が手を携えていく必要があると存じておりますので、その意味におきまして、日中共同宣言ができました、それに盛り込んである四つの協定もできましたわけでございます。この上はできる限り早く日中平和友好条約を結んで、将来の日中兩國が子々孫々にわたる平和と協力を誓い合うということが必要であると考へておるわけでございます。

前任者の宮澤君におかれましては非常に御努力をされたわけでございまして、三木総理におかれましては非常に熱意を持っておられるのでございします。私に對しましてはしばしばその御熱意を吐露されておりますわけでございまして、私も一生懸命さような方向で努力したいと思っておりますけれども、また、その方向と申しますのは条約の早期締結ということでございますけれども、何せいろいろな事情がございますので、その状況を見ながら最善を尽くしたいと、こう申し上げる以外目下のところございせんわけでございします。しかし、よろしくどうぞ御支援、御叱正をお願いしたいと思います。

○鬼木委員 いま大臣のおっしゃるとおり、私も宮澤さんとは参議院でも一緒でございましたから多年の知己でございますが、あの人のやられたことが決して私はいいかげんなものであったと申し上げておるのではない。非常に意欲的で、しかも御承知のとおり非常に頭脳明晰な方で、外交的手腕も抜群でございましたが、結果的にいっては何ら得るところがなかったと、非常に私遺憾に思っております。

先ほどお話がありましたように、大綱においては変わりはない、しかし部分的にはいじりようによって変わることもあり得ると先ほどの御答弁にあつておりましたが、何といひまして日中平和友好条約締結のネックは反霸権問題だと思つたところ、前外務大臣の宮澤さんの示されたところの四条件が、小坂外務大臣におなりになつて、必ずしもあれにこだわらぬものじゃないと、新聞なんかは白紙還元だというふうなことを書いてありましたけれども、そうまでは大臣はおっしゃらなかつたと思うが、必ずしもこだわらない、まあ結局おれはおれとしての道を行くというお気持ちであらうと思ひますが、それでは四条件にかわるものはどのようにお考へになつておるのか。もうこれは申し上げるまでもなく宮澤さんの四条件は十分御承知の上と思ひますので読み上げませんが、それにかわる条件はどのようにお考へになつておるのか、その点を大臣にちよつとお伺ひしたいと思ふ。

○小坂外務大臣 宮澤君の言われました反霸権についてのいわゆる四条件、これはわが方の理解を整理して述べたという性格のものではないかと思つておりますわけでございします。これ自体を条件として中国側に言うというふうな、そうした性格のものではなかつたと存じますわけでございします。が、われわれといたしまして、それじゃ小坂、おまえどうするのだというたゞいまの鬼木さんの御質問に對しましては、やはりわが國は共同声明の原則と精神、これを忠実に考へながら先方と理解を深めていって、そして先ほど申し上げたような日中永遠の平和にふさわしいような、双方において満足と理解を得るようなものをつくりたいと、こゝろはなはだ抽象的で恐縮でございますが、さうに申し上げる以外にないと思ひます。

○鬼木委員 それでは、まだこれからこれにかわるべきものを——全面的に変わる変わらぬは第二として、十分慎重に考へておると、こゝろおっしゃるわけですね。

そうしますと、結局、反霸権問題が日中友好条約のネックになつておるといふことになりまして、中国側は非常に友好的であるから、むしろわが方もそうなんであるから、精力的に取り組めば日中条約問題の打開は可能である。もつとこれを突き進めて申しますれば、精力的に取り組むに当たつての具体策の一つとして、霸権四原則を引込めてしまふことが必要だといふふうに私は受け取りやすくなりますが、そういうふうにならぬのは判断せざるを得ないような気持ちになるのですが、そういうお考へでございしますか。何もそんなに四原則なんか出さなくても、中国は非常に積極的だ、だから精力的にぶつかつて話し合えば、そんなものをことさら出さなくてもいいじゃないかといふふうなお考へじゃないか、かように考へますが、いかがですか。

○小坂外務大臣 共同声明といひ、平和条約といひ、これが異質のものであつてはもろんならないうわけでございしますし、何か条約を結ぶ際になつていろいろ条件がましいことが出てくるということとは、これは誤解のもとになると思つてございします。しかしながら、後でまた具体的な問題で誤解を生ずるようなことがあつてはならないと思ひますので、そういう点で、双方胸襟を開いて語り合うということが一番重要なことであらうかと思ひます。その前にこちらから、こゝろこゝろに思ふとかいろいろ申しますと、言葉だけでございしますと、やはり誤解を生ずるものになるといふふうな懸念をいたします。私といたしましては、やはり双方の責任者が相互に会つていろいろ話を合して、しかも小坂先細工を排して、胸襟を開いて話し合うことによつて問題を解決し得るものである、かように思つておるわけでございします。前大臣においても、平和友好条約をつくることにもちろん反対ではなかつた。しかも、早期妥結の方針

も持つておつたわけですね。しかし、不幸にしてその間にいろいろ時間がたつたといふことは、これは事実の問題としてさうであるわけでございします。そこには何か遠くからいろいろ申しますと、その間に誤解も生ずるといふこともあらうかと思ひますので、やはりできるだけしばしば相互に会つて、直接に話を合はうといふ機会が必要なのではないか、私といたしましてはさうに考へておるわけでございします。

○鬼木委員 具体的にいまどういふ四条件にかわるものは持つていないけれども、互に胸襟を開いて話し合えば解決の道が得られる、その方面に向かつてわが輩は努力するのだ——それは私もよく理解できますが、外相は、中国の露外相と話し合うことによつて、会見することによつて日中友好条約の締結の糸口が見つかると、このようにおっしゃつておりましたが、露外相とお会いになつて何か糸口が見つかりましたか、その点をひとつ。

○小坂外務大臣 私は何回も中国へ参りました。が、どういふものでございしますか、露外相とお目にかかる機会がございせん。前に参りましたときは、外務大臣は姫嶋飛さんでございましたし、昨年参りましたときは、ちょうど露外相はニューヨークにあられて、私がお会いした中国要人は——露外相は北京におられなかつたわけでございします。したがひまして、今度は初めてでございしますので、まずお互いに、非常に友好的な話し合ひではございしたけれども、条約に関する糸口をどういふふうな点で、残念ながら時間の関係もございまして、そこまでは至つておらないと存じます。残念でございますが、どうも、先方も着かれた翌日でございしますし、私は国会の関係で、お目にかかるのに二日帰國を延ばしておりますので、それ以上お待ちすることはいかがかというところで、さうな時間の問題等もございまして、いま仰せられるような糸口発見といふところまではいつておりません。

○鬼木委員 まだ、これからの締結に対する糸口

○小坂国務大臣　先ほど申し上げたように、宮澤君のは、四条件というより、こちらの考え方をいろいろ整理してみるとそういうようなことになるのではないかとこのようにございますし、

まあ私も従来からの経緯をいろいろ見ておりますと、私が外務大臣になって中国側といろいろ話をすると、私に際しては、私のカラーのようなものも多少出ることやむを得ないかというふうに思っております。しかし、それが非常に異質のものである

かというところ、やはり同じ自民党でございますし、そう異質のものとは存じないわけでございますが、しかし、平和友好条約をつくらうというその目的からいたしますと、さようなものはつくりにくいような話になっていくことだと思います。その点につきましては、私も三木総理大臣のもとにおける閣僚でございますから、総理大臣と特に意見が違ふということはありませんわけです。

○鬼木委員　そうすると、三木総理大臣とは打ち合せていない……（小坂國務大臣「いや、あります」と呼ぶ）打ち合せていらっしゃるのですすか。そうしますと、日中友好条約の締結がいますぐにもできるのじゃないかというような――先ほどもどから何回も申しましたように、前国会で官憲さんにも非常に御自身の確信のほどを述べていらっしゃった。ところが、いろいろうわさによりまして、三木さんを中国にやって、そして締結させると、花道をつくって引退させるという動きがある

○小坂元親大臣 三木総理大臣におかまじしても
できるだけ早く条約をつくりたいというお考えで
ございまして、私もその命を受けてできるだけさ
ようにしたい、かように考えておりますが、それ

についてはいろいろ外題告としていままでも分柝しておるところもございますし、私も私なりの理解はございます。しかし、それについていまの段階で、どこでどうということをお願いすることはひとつ御勘弁をいただきたいと思っています。全力を尽くすということのひとつ御了承いただきたいと思っています。

○鬼木委員　それではまたそういう時期が至つて、時来たればお尋ねしたいと思いますが、霽外相に訪日の招請をなさったとお話を聞いておりますが、霽外相がわが方に参りましょうというお約束をしたのか、まだ返事していないのか。外相がぜひ来てくれというような御招請をなさったというお話を聞いておりますから、その点をひとつお尋ねしたい。

○小坂國務大臣　露外相においてを願いたいという考えを申したのでございますが、それに対してお断りということとはございません。ただ適当な時期を見られるということであらうかと思ひますが、さような程度にひとつ御了承を賜りたいと思ひます。あの方は学生時代を東京高師におられました、その後、東京大学の文学部哲学科におられました。桑木藏翼先生の高弟でございます。その当時のお話もいたしました。非常に當時を思ひ出として持つておられるようでございますが、向く

うにも事情がございまいしょうから、外方の事情の許すときに御返事があり、それと同時にお見えになるということはあるうかと考えております。

○鬼木委員　そうすると今度は逆のことをお尋ねしたいのですが、先生が日中友好条約締結を速やがは昨年でしたね。これは先生に限らずどなたでもいいですが、その政治日程といえますか、これからの行動といえますかスケジュールといえますか、計画を何かお立てになっておりますか、まだ何もそういうことは考えていないのか。外相御自身が昨年はおいでになったことは私も承知しておりますが、また近く訪中なさるのか、そういう点について、今度はこちらから向こうへ行く方、それをちょっとお尋ねしたいのです。

○小坂国務大臣　先生御承知のように、いまこの九日まで中国は喪に服しておるわけでございします。したがいまして、私が仮に参るといたしましても、しばらく先方の喪明けと申しますか忌中が取れて、そういうような話ができるという段階になるまでは、これは不可能なことかと存じておるわけでございます。

○鬼木委員　こういうことはなかなかそう簡単にはいかぬと思いますが、いずれにしましても、いまたびたび小坂外務大臣から御答弁がございましたように、精力的に取り組んで、これを速やかに締結したいという考えには変わりはない、このようにおっしゃっております。これは先日も先生にお話し申し上げましたように、私の古い先輩ですが、先生のお話をよくしておりまして、あれは中国あたりにも非常に知人が多いから、必ずやるぞというようなお話も私は聞いたのですが、日中友好条約を締結することとは国益を増進する上からも、ぜひひとしく望んでおることとございますから、ぜひひとつ先生の手で、この際速やかに締結をしていただくように重ねて私要望いたしておきます。

まあ、今日ただいままでのところでは、外務大臣になって目も浅いし、また中国の情勢も、いま急に自分が行くわけにもいかぬかもしれぬし、ま

た向こうから香分相が来るといふに、きつていふに、確約もない足がかりになるようなものとは、これを締結するための足がかりになるようなものとは、ことごとく小坂外相の手によって解決していただきました、これを私はひきつら外相に御要望申し上げます。最後に御決意をひとつ。

○小坂國務大臣 鬼木先生より非常に温かい、また熱のこもったお励ましのお言葉をつたひにわたりましていただきました、深く感謝をいたします。いずれその時が参りましたら、ひとつまた何かと御叱正を賜りながらこの大問題に取り組む時期もあらうかと思つてございますが、何とぞ御叱正のほどをお願いいたします。

○鬼木委員 それでは時間が限られておりますので、日中問題はこの程度で切り上げまして、今度は外題を変えましてお尋ねしたいと思つてます。

海洋法の問題ですが、今会期の海洋法会議においてまともな結論が持ち越された、こういうことを私どもも承つております。これにはいろいろな理由もあったと思うのですが、私らの素人の考えでは、結局その主たる理由は、深海海底の開発問題とか、あるいは経済水域問題あるいは大陸棚な問題というような問題について結論を見出せなかったのが主な原因じゃないかと思つてますが、一体どういうわけで海洋法会議において話がまとまらなかつたのか、そういう点についてひとつお尋ねをしたいと思つてます。

○小坂國務大臣 私から簡単に申し上げまして、また詳細な点につきましては政府委員から申し上げますさせていただきますが、私も承知しておりますこの第五会期におきます問題点は、どうも準備不足にあつたのではないかと言われております。それは、御承知のように先進国と発展途上国を初めとしまして、ある国は沿岸国であり、ある国は海洋先進国であり、その他内陸国、地理的に不利だけに、あるいは沿岸国との間におきまして最終的な利害の調整が得られないというようなことでございまして、結局、第六会期を明年の五月二十三日から七週間ないし八週間の予定で開くという

ことになりまして閉会をいたしたようなわけでございます。何と申しまして、今後主要国間におきまして、来会期に至るまでの間、精力的に非公式な会談をしていく、そして、意見調整作業をやつていかなければならぬ、かように考えておるわけでございます。他は政府委員から補足させていただきます。

○中島政府委員 ただいま大臣からお話がありましたように、今度の会期が所期の進展を見ませんでした最大の問題は、いま先生からも御指摘がありましたように、深海海底の開発の問題、まあその他にも幾つかございますけれども、でございます。深海海底の開発の問題につきましては、御承知のようにマンガンとかニッケルとかクロムとか銅とか豊富な資源を深海海底に持つておりまして、この鉱物資源をだれがどういうふうにして開発するかということが問題の核心でございます。後進国は、これは条約で設立することになりますところの国際機関がもつて開発すべきであるというのが基本的な後進国の立場でございます。それに對しまして、先進国側は、国際機関もさながら、加盟各国またはその私企業も開発に従事することができるようになるべきである、いわば両方ともやるべきである、こういう主張がありまして、わが国といたしましては、当然にこれらの重要な資源に對して重要な関心を持つておりまして、先進国各国と同じ立場をとつておるわけでございます。

そこで問題は、この前の春のニューヨークの会期の最後に議案になりました単一草案の改定版がわりあい先進国側に有利な規定にできておりまして、これに對して後進国側が相当感情的な反発をしたということ。それからいま小坂外務大臣からもお話がありましたように、会期間の、春会期と夏の会期の間がわりあい短かつたものですから、後進国は当然のことながら少数の人間でその会議の代表を組んでおりまして、なかなか十分な準備をする暇がなかったというようなこともありまして、この深海海底の開発の問題が一種の南北

問題というような形で取り上げられまして、先進国側から有利な条件が出てこない限りは、その問題についての妥協の色を見せないというようなことになりまして、これが先生も御承知のとおり、第一委員会と称するところで扱つておるわけでございます。この第一委員会でのこの問題でのデッドロックが、結局ほかの委員会の進展の足を引っ張りまして、ほかの委員会にもいろいろ問題はな

いわけでないわけでございますけれども、基本的にはこの問題がネックになりまして所期の進展を見なかつた、こういうことでございます。これに對しまして、アメリカのキッシンジャー國務長官はみづからニューヨークに二度ほど乗り込みまして、このデッドロックを打開するというところで、その国際機関を技術的にも財政的にも援助するという提案をいたしました、これは会期末でございまして、全般的なぶつかり合いを打開するまでに至らないというような状況がありました。いま申しましたような状況が主たる原因となりまして、今度の会期が遺憾ながら所期の目的を達しなかつた、こういうことでございます。

○鬼木委員 大体そういうことであらうと私は思つておつたのです。そこで、次期会期は来年だと思ひますが、わが国の、領海十二海里、この宣言を一体いつするのか。現在の三海里なんというのはもうずいぶん古い話で、明治時代に決まつたことで、それにいつまでも固執しておる。ところが今日、十二海里ということば世界各國も、國際的にも異論のないところだとわれわれは解釈しておる。現在では二百海里というようにも言つておることは御承知のとおりと思ふ。これは有力な意見として出ておる。この十二海里を宣言する宣言すると言ひながら一体いつやるのか。何をそのように右顧左顧しておるのだ、私はそのように考へておりますが、領海十二海里という宣言を一体いつやるのか、それをはっきりしたところをひとつ伺ひたい。大臣でなければ、だれか専門家で結構だが、それをひとついひかねなことを言わないで、はっきりしたことを言つてもらひたい。

い。○中島政府委員 ただいま先生からもまさに御指摘がありましたように、發展途上国の中には、領海を二百海里まで広げようという主張をしてゐる国も多いわけでございます。そこで、今次海洋法會議の最大の眼目は、領海を二百海里にするというようなことは、これは公海が大変狭くなつてしまふわけでございます、これは幾ら何でも問題である、他方、いままでの伝統的な國際法上確立された法規としての領海三海里というものは、そういう發展途上国の主張に照らせば、これは狭きに失するであらう、そこで領海といたしましては十二海里まで、そのかわり經濟水域を二百海里まで、それから領海を十二海里にすることに

よつて公海部分が消滅いたしますところの國際的な交通の要衝にあるところ、いわゆる國際海峡においては、自由な船舶の通航の制度をつくる、こういう三つの問題がいわばちょうど一括の解決という形で組み合わされて、この三つの問題の一括解決をこの会期でなし遂げようというのが一応會議の大方のコンセンサスでございます。この三つの問題をパッケージで片づけようという大體のコンセンサスはあるわけでございまして、會議そのものはその方角で進んでおるわけでございしますが、先ほど申しましたような状況で、今度の会期では最終的な決着を得なかつたということになつておるわけであります。

わが国といたしましては、もう何度も政府側から答弁を申し上げておりますので、繰返しになりまして恐縮でございますけれども、わが国といたしましては、海の自由、海洋の自由、公海の使用の自由は依存するところが世界の中でも最も大きな國でございます。わが国にとりましては、海運立國、貿易立國、そして資源の大半を海外に仰ぐという立場から、何としても海運の自由というものを確保することが日本の死活的な利益であるということ、十二海里になります場合に、その公海部分が消滅するようないわゆる國際海峡におけるより自由な、通常の領海におけるよりも自

由な通航制度ができ上がることがわが国の利益に合致するゆゑであるということ、何とかこの海洋の諸制度が一括して条約の形で處理される、解決に到達することを目指していままでやつてきておるわけでございます。

そういう意味で、今度の会期は実質的な決着には至りませんでしたけれども、まだこれからも非公式な協議その他が続きまして来年の会期につながるわけでございますので、海洋法會議の状況を見守りながら、わが国としてはいづれにせよ領海を十二海里にするという一応の方針そのものは決めてあるわけでございますが、具体的な時期、態様はもう少し海洋法會議の状況その他を考えながら進めていきたいというのが趣旨でございます。この旨の御答弁が總理からされてまいりました、こういうことでございます。

○鬼木委員 それはいろいろな条件もあるでしょうし、いまあなたがおつた三つのことを組み合わせて話をしなければならぬ、そういうことで今日そういうふうな會議の結果まともになつたということもあるかもしれぬと思ひますけれども、いやしくも領海十二海里はもうすでに日本の既定事実で、決定事項なんです。こうすることによつて國民の非常な利益になるのだから、十二海里宣言はいたしますのだ、いままの言ひながら、じつぜん今日まで解決してない。それで、そういう考え方は常識的に考へても、明治二年か三年ごろできたところの三海里なんというのをいつまでも金科玉条のように守つていては時代に対応しないのです。十二海里はもう國民總意によつて日本の決定事項なんです。だから、来年の次期會合においては、ぜひ十二海里を宣言していただきたいと思ふ。

なぜあなた方は十二海里を逡巡していらつしやるか。それはほかに原因があるのでしょうか。結局十二海里にした場合には、國際海峡となるところのわが方の津輕海峡とかあるいは對馬海峡というやうなところが、十二海里になつた場合には全部わが方の領海になるから、そこは自由航行とする

か、あるいは無害航行とするか——自由航行にするとか、あるいは非核三原則にひつかかる。そういうようなことで十二海里宣言をためらっているのではないのですか。そういう問題は、いまあなた方が御答弁なさったようなことはついたりであって、十二海里にした場合に、世界各國のあれに負けて自由航行なんというふうなものをつくる、そうすればこれは大変な問題になるのですよ、あくまで無害航行にしなれば。その点どうですか。それにひつかかっているのじゃないですか。そんなことは簡単じゃないですか。非核三原則は日本の絶対の国是だ、国会で決議しているのだ。そうじゃないですか、あなたの方の本音は。

○中島政府委員 多少お答えが長くなりまして恐縮でございますが、説明させていただきます。

まず第一に、先生からお話がありました三海里と十二海里の問題でございますが、まさに先生御指摘のように領海十二海里を採用している国がわりあいに数として少ないわけではないということでは事実でございます。ただ、現在までの確立された国際法規として問題のないのは三海里ということでございまして、さればこそ先ほど申し上げましたように今度の会議によって領海を十二海里までという国際法をつくらうということがいまの一括解決の一つとして論議せられていくわけでございます。

それで、私具体的な数字を持っていますわけではございませんけれども、まだ三海里を守っている国々の数は十二海里の国々よりは少ないとはいへ、いわゆる船舶の保有量とか海洋の利用度という点からいけば、アメリカとかイギリスとか、そういう主な先進国が依然として三海里を国際法の確立された限度ということで守っておりまして、国の数そのものは十二海里の国よりも少のうございますけれども、しかしそういう意味では、三海里というものは依然として国際法上の制度としてまだ維持されておるといことが一つございまして、それからこれも細かい問題でございますが、先

ほど先生から十二海里の宣言をなぜしないか、こういうお話がございましたが、この点は前国会でもいろいろ政府側から、法制局長官などから御答弁がありましたように、十二海里にするには、いまの国際法が三海里ということでございますから、それを要するということになると、それはわが国としてその三海里の法規範を広げるということになりますので、単に政府が宣言するというだけでは処理をなし得ない、そのためには法律の制定が必要である、こういう結論が一応法制局において出ております。

それから実体の問題になりますが、国際海峡の問題、これは私が何か隠しておるというような御指摘もございましたけれども、まず具体的な例として、たとえばマラッカ海峡におけるわが巨大タンカーの通航という点をお考えいただければおわかりいただけるのではないかと思いますけれども、沿岸国によつては、巨大タンカーの通航が非常に沿岸国にとつて問題であるという考え方を持っておる国はまだ相当あるわけでございます。わが国としては、その巨大タンカーが世界各地における国際海峡を通過します場合のその通過が、沿岸国の恣意的な判断によつて妨げられることのないようにということと海運の自由という観点から一つの至上命令ということで、何とかその国際海峡における自由な通航を確保したいということとで臨んでおるわけでございます。

そこで問題は、そのような立場をとります場合に、わが方の船舶が通りますところの他國の海峡においては自由な通航制度をつくらせる、そしてわが国の周辺における海峡においては別の制度をつくらせるということは、国際的な主張といたしましてはなかなか容易ではない、一般的な一括した制度ということではききませんと、下手をやりますと、それじゃその巨大タンカーの方が危険だからそれもひとつ取り締まらしてもらおうというような主張を誘発するという問題も出てまいりわけでございます。

いづれにいたしましても、非核三原則の問題

は、先生おっしゃられるようにわが國の非常に重要な政策でございます。従来、総理も外務大臣からもお答えがおりますように、わが國としてはわが國の及ぶ限りにおいて非核三原則は堅持するということを何度も申し上げておるわけでございます。したがって、この非核三原則の問題は、いま海洋法会議で議論されておりますところのいわゆる国際海峡における通航制度がどういふふうに通じ得るかというところの国際的な制度の成立を待って、非核三原則の問題をどうするかという点を御議論が行われる、そのときに対策をどう考えるというところになるのではないかと。ただいまは、いま申しましたような状況で海洋法条約の成立に全力を挙げている、こういうことでございまして。

○鬼木委員 どうもあなたの説明では私は納得いかないんだ。十二海里を、これは世界各國はとんど異論のないところですよ。ところがあなた、アメリカとかイギリスのことをおっしゃっているけれども、これは事情が違ふじゃないですか。アメリカなんかは遠く遠洋漁業なんかやっていまして、魚なんかとっていませんよ。日本は漁業で立っているんですよ。そんな特別な、その国だけ挙げてアメリカがどうだなんて、そんなことは関係ない。世界各國としては十二海里ということとはもう異論がないんですよ。ことに経済水域なん

というものはもう二百海里だと、こう言っている。それを、明治三年の三海里をいつまでもいつまでも固執して、しかも国際海峡でも他國は自由航海をやっている、日本だけ無害航行ということはそれはちよつとぐあいが悪い——そんなことはありませんですよ。非核三原則というものを日本が声明しておるということは、これは全世界皆周知の事実ですよ。持たない、持ち込まない、つくらないということを日本は声明していることは、もう全世界これは周知の事実ですよ。特別の事情があるのですよ、日本には。だから、十二海里にしたからといってそこに自由航行なんかをやらしたんじや、國の非核三原則は何の意味にもならない。こ

れは法制局長官が何と言ったか知らぬけれども、そういうことは国会では許されませんよ。むしろ國会の議決を経てそういうことも承認すれば別ですけれども、國会の承認なくしてそんな勝手に核載した船をどんどん通すという、シレーンでもつくるといふつもりですか。とんでもないことですよ、これは。だから、それはもう日本の対馬海峡とか津軽海峡というものは十二海里にすると同じに、これは無害航行にすべきである。シレーンなんかつくったらこれは同じことですよ。これは自由航行と同じことですよ。結論的にはそうなる。だから、いつまでたつたつてこれが解決しない。十二海里にせよということとは国民総意だ。もうすぐ宣言する。これは宣言すればいいんですよ。うね。何も右顧左弁する必要はない。宣言やらない。だから、来年海洋法会議が必ずあると思ひますが、大臣いかがでございますか。来年の海洋法会議においてはどのようにお考えになつておりますか。だったら、永久にできませんよ。ただ口で十二海里にするんだ、十二海里にするんだ、間もなく宣言するんだ、やるんだと言ひながら、一体いつできるんです。

○中島政府委員 たびたびお言葉を返すようで気がひけるのでございますが、一、二細かな点で補足説明させていただきます。

三海里を守っているのがアメリカ、イギリスだから、わが國がそれと一緒に同調しておるといふような意味で申し上げたわけではありせん。要するに現在の確立された国際法規として認められているものは、純法律的に申せば三海里になるであらう、ただ、それを十二海里にした場合に、御指摘のように十二海里にすでにしている國がわりあいに多いことにかんがみれば、恐らく十二海里とすること自体に対して外國から抗議を食うというふうなことはないのである、しかし純法律的に申せば、現在の確立された国際法規としては三海里が依然としてスタンダードであるのだということでは実は申し上げたわけでございます。それからもう一つ、海峡の問題でございますが、

れども、先ほど申し上げましたように、国際交通の要衝という地位にあるところの国際海峡においては、少しでも自由な通航制度が確立されることが世界全体にとって、またことにわが国のような先進海洋国にとっては非常に重要であるというところで、そういう制度の確立に向かって話し合いが進んでいるわけですが、一つここで申し上げられることは、現在の状況ではこれは公海なわけでございます。先生の御指摘のございました津軽海峡とか対馬海峡につきましても現在は公海で、そしていかなる船舶も自由に通航しているわけでございます。その事態が、私が申し上げましたような国際海峡におけるより自由な通航制度というものができまして、現在自由であったものがそのまま——そのままと申しますかそれに制限が加わりますけれども、その事態が変わらないというだけで、いままでも自由に通航できているか、たつと急に自由に通航させなければならぬというようなことになる、そういう意味ではないわけでございます。ちよつと補足させていただきます。

○鬼木委員 いや、それ全然話が違ふ。いままでは三海里だったから、だから自由に航海しておったかもしれぬ。これも大体許されないのだよ。大体、航行は三原則には違反しないかと、われわれは違反する、こう言っている。だけれどもそれは三海里までだから、あとは公海だ、こう言えればそれで済む。ところが、今度は十二海里になった場合にはわが方の領海になるのだから、いままでは自由に通過しておったのを今度は通さぬといううなことは困ります、いけませんよとあなた言われるけれども、いままでも事情が違ふのだ。今度は十二海里になればわが方の領海になるから、今度はわが方勝手に通すわけにはいかない。だからそこでチェックする。無害航行にするというのだから、当然の筋の通った話なんだ。あなたの言われるようにいままでは自由に通っておりました——それは公海だから自由に通っておったと言えればそれで済むけれども、今度はわが方の領海になるの

だから、領海、領空になるのだから、いままではこれは公海だから公道をどなんど通っておった。それが自分の土地になったらそれは私有地だから、通すわけにはいかぬ。これ、全然あなたの言うことは子供が言うみたいなのを言っているな。子供でも言わぬぞ、そんなことは。そんなふざけた論があるわけはない。それは何も関係ない、領海問題は、何言っているの。だから、そういうことで十二海里の宣言ができませんのか。これは宣言すればいいのだから何も問題ない。いまは国際法によつて三海里ということになっておるのだけれども、おれのところは十二海里にするんだという宣言でこれは終わるのです。今日これは一般的に、日本だけじゃありませんよ、全世界の国際海峡で無害通航、無害航行ということに賛成をしている国、反対している国、それから態度を保留している国というのはどのくらいありますか、わかつていますか。はっきり言わなければだめだよ、いいかげんなことを言ったのでは。

○中島政府委員 具体的にどこどこと申せという御質問でございますが、まことに申しわけございませんけれども、具体的な名前及び数がいま幾つというのを正確に資料を持っておりません。ただ、そのようないわゆる国際海峡に面した一部の沿岸国がいま先生のおっしゃられるような無害通航の制度でいいのだという主張をしていることは事実でございます。ただ、一般的に申しまして、先生御承知のように、いま海洋法会議が討議の基礎としておりますところの非公式第一草案、これは去年ジュネーブの会議の後で配付されたものでありますけれども、それからここの春の会期の後に配付されました改訂版におきまして、いずれの国のテキストにおきましてもいわゆる国際海峡については無害通航という制度をとっておりませんで、いわゆる通過通航、妨げられざる通過通航ということで、普通の領海における無害通航よりもっと自由な船舶の通航制度を確立した条文が盛り込まれておるという状況でございます。

○鬼木委員 それを具体的にはつきり調査してくださいよ。ここでわからなければいいから、後で調査して資料を出してください。だけれども、そんないいかげんな答弁では、来年また海洋法会議もあるのに世界の情勢を把握しないで、いままでも自由に通過しておったところを今度は領海になったら通せぬなんというのはちよつと困るなんて、冗談じゃない、そんな論議は子供とやってくれ。大臣、資料を調査した結果出していただけますか、ようございませうか。大臣のお許しを得ているから、それを出してもらおう。

○小坂国務大臣 資料の点はまた後で申し上げますが、ただ一つ、先生こういうことがあるのです。パッケージで、領海十二海里というのと経済水域三百海里、それから国際海峡の通航の問題、これを制度化したい。この三つを一纏にして考えたいというのがわが方の主張なんです。ございませうが、たとえばマラッカ海峡、こういうものを沿岸国が通してくれるという、通航を制度化させてくれるということでございます。わが国の産業上にも大変な影響があるわけでございます。そういう点は、やはり制度化するという何らかの交渉をして成果を得たいと考えておるわけなんです。今般のこの第五フレーズの会議を休会するに際しまして、議長がこの三つの問題についてはそれぞれ先取りしないことにしようじゃないか、こういうことを言ったわけでございます。たとえば、アメリカでは御承知のように、もう二百海里を経済水域にしてそういう宣言を法律でやつてしまふとこう言う。そうすると、私もがアメリカの沿岸、たとえばアラスカ等におきましては相当の漁獲を期待しておるものでございませうから、先般も国務長官に對しましてそういうことはわが国として非常に困るんだ、やはり日本人はたんに資源を海から得ているんだから、そういう点についてはひとつ特別の考慮をしてもらいたいというのを申しまして、先方も理解は示しているわけでございます。しかし、いろんな利害が錯綜しておりまして、ただいま御指摘の無害航行権も

さようでございます。いままでも自由に通航できた公海を、今度はたとえば宗谷、根室、対馬、それぞれ海峡が十海里とか二十海里とか、両方足せば二十四海里以下のところがたくさんあるわけでございます。そういうものについて無害航行を主張する場合、どういふ形のものがいだらうかというような点をひとつもう少し詰めてみませんかという問題があるわけでございます。しかし、ただいま非常に重要な御指摘がございました。先生の御意見も十分考へて資料の作成等につきましても協力させていただきます、こう考えております。

○鬼木委員 さすがに大臣の御答弁は明快だ。よくそういう点をにらみ合わせて、二百海里の経済水域の問題とかあるいは無害航行の問題とか、そういう点をよく検討した上において十二海里の実現を図る、そういうことを煮詰めるなければいけないという点では私そうだと思う。ただ問題は、十二海里にした場合に、さしたたつてわが方の対馬海峡とか津軽海峡の場合に無害航行の線を破すということになりますと、国会において議決した国是であるところの非核三原則をなし崩しにするというところは、当然国会の承認を得なければならぬ。だから、そうなりました場合にはこれはまた大問題になると思うのですが、当然海洋法会議において無害航行の問題に對して非核三原則を破すような態度は大臣としておとりいただくわけにはいかぬと思ひますが、その点はいかがでございますか。その点を切り離してお尋ねいたします。

○小坂国務大臣 非核三原則はわが国の不動の方針でございます。これについてはわが国の権限の及ぶ限りにおいて堅持する、かたく持するという政府の方針に変更はないということを申し上げておきます。

○鬼木委員 そうすると、先ほどちよつとあなたからお話はなかつたが、海帯といひますかシーレーンと言つてますね、直訳すれば海帯というのですか、ああいうようなものはあなた方は考へていらつしやらないのですか。もうこれだつてそういう点を考へられるということになれば、これはや

業をされる方々にも何とかひとつ領海を守っていただいて、こういう不幸なことが起きないようにできるだけ考えてもらいたいというふうに、私ども水産庁の方から指導してもらっております。一方、不幸にして拿捕された方々に対しては、水産庁では従来から救済の措置をとっておりますので、今平持これに対して特別の措置をとると

早くこれを返すということをして、私先月の二十九日ソ連のグロムイコ外務大臣に伝えたわけでございます。ソ連は、なかなか先方としては言い分がございます。まして、日本は友好国ならば機体も乗員もすざいまして、返すべきである、それを引く張って、しかもいろいろなことをして、どうも本人の意思を十分に聞かぬでアメリカへやつてしまつたのじやないか、私に直接言つたわけではありませんが、麻薬か何かかがして、そして本人にわからないように精神錯乱状態にして、それで連れていつてしまつた。こういうふうな誤解を持つておつた時期もあるようでございます。

ところがその後、この誤解は私は解けたと思ひますし、わが方の言うところの返還の問題については、ソ連はこれに応諾するということを言つてまいりました。どういふ形で、いつ返すかということにつきましては、いま外ルートを通じてやつておるわけでございます。これを要するに、わが方としては好まざるちん入者に對して國際法

上、國體尊例上罰されることをやっておるの
正しいことをやっておるのに何の報復される理由
があるかというのを考えておりました、その旨
をグロムイコ外務大臣にも申したのであります。
いまの拿捕事件でございますけれども、これ
実はミグ事件が起きて以来、九月に五件、十月に二
件、十一月に二件、十二月に二件、合計で

件起きております。すなわち七件起きておるわけでございます。昨年の九月には三件、十月には二件でございますから、この九、十月でございましてと十一件でございいます。昨年の十一件に対して去年は七件でございいますから、まあ特に多くなつたということも言えないわけでございます。こんなことが多くなつては困るわけでございまして、

とに名をかりて、事實は軍事機密を探るのじやないか、それが目的のじやないかというのを、これはここで大臣に申し上げてもいかぬけれども、その前私やつたことをちよつと……。だから、そんないういかにも誤解を招くようなことをやつたからこそ、ソ連もこういう報復手段をとつたのじやないか。

んな大それたことをやるのには運搬できない、荷づくり用のために解体したのだから、そんなふざけた答弁をしたのです。運搬するために解体する、荷づくりするために解体するのだったら、アメリカから専門家の軍人なんかを何で呼ぶの。だから、須江景臣の調査だということ

のて、生中、これに文しつて、特見の持前、
いう考えは持つておらぬわけでございます。こい
ねがわくは、こういう昨年比でふえていない
という状況が今後も続くように切望している次第
でございます。

○鬼木委員 これはまた繰り返すようなことにな
りますけれども、いま大臣のおっしゃっていらつ
しやることは、わが方としてはそういうお考えで
あったかもしれぬけれども、ソ連のやはり誤解だ
とおっしゃいますが、誤解をするようなことを
先般私はここで坂田防衛庁長官に相当突つ込
んでお尋ねしたのですが、領空侵犯犯という違
法の名のもとに調査するんだ、表は領空侵犯犯、こ
れは明らかに違法だというので調査した、これは大
臣のおっしゃるとおり当然だと思うのです。そこ
ろが、調査がやや行き過ぎじゃないか。細かく解
体した。そうすると、ようございませうか。細かく解
体がおっしゃったのじやありませんよ、防衛庁
が、これは運搬するために解体したんだとふざけ
た。答弁をやるわけです。何を言っているんだ。あ

業をされる方々にも何とかひとつ領海を守っていただいて、こういう不幸なことが起きないようにできるだけ考えてもらいたいというふうに、私も水産庁の方から指導してもらっております。一方、不幸にして拿捕された方々に対しては、水産庁では従来から救済の措置をとっておりますので、今平持これに対して特別の措置をとると

実に考えてどうしたらいいか、日中兩國は今後アジアにおいてお互いに友好の關係を保つていかなければなりません。その關係から見ても、どうしたらいいかというのを中心に相談をしてみるのがよろしいのではないかと、思ふに思つておるわけでございます。

○受田委員 これは大臣、宮澤先生の提案はあちら側の不同意で時間がかかつておる、そういうふうには解決せざるを得ない面もあると思ふのですけれども、小坂大臣としては、この關係から見て、対してどういふ御見解を大臣になられてお持ちになつておられるか。この關係の解決について、法律の法文解釈という意味だけではなくして、むしろ中国、日本双方が幅広い解釈で、お持ちな気持ちで臨むという解釈になるべきだ。私、王廟の弁を感じながら、まあ王廟の弁は孟子の中に出ておることでもございますが、孔孟の教えというのは、いま現在の中国はこれは曲學阿世の徒である、むしろ秦の始皇帝が書を焼いたこの馬力の方が正しいのだという見方をしておる。そうすると、孔孟の考えからくる、この關係の解決というものは、中国が曲學阿世の徒である孔孟の考えを採用したと見るかどうか、そういう思想背景も考えていくべきものだと思ふのです。

いづれにしても、この關係という言葉を、日本ではもう制覇という言葉で抑えるというふうな考えです。風が旅人のマントを脱がすために強くするほど旅人はマントを身につけておる。太陽がここに笑つてマントを着た旅人を照らしたら旅人はマントを脱いだので、イソップ物語の太陽と風の勝負は太陽に凱歌が上がつた。これは見方によれば太陽が王道であり風が霸道をやつたということ、中国思想史の上にくる流れを見ると、中国といへども孔孟の教えの中にある王廟の弁というものには繼承しなければならぬ、それを素直にとつていたものだと思ふ判断するわけですから、法文解釈を厳しくするよりも、あちらこちらだといふのじゃなくて、大きな気持ちでつとめとつたところがある考え方立つべきだと思ふのです。そういう

意味で大臣がこの關係問題を処理される必要がある。

そこで問題を日ソと日中へ持つていきたいのですが、ソ連との關係は後ほど質問しますけれども、いまなかなか厳しい状態になつておる。すでに二十年の日月をけみしながら中立宣言以後の進捗が領土問題がややこしいものだからおきておる。そうすると、むしろ領土問題のややこしいものが、日中の平和条約締結の方が先に片づけられる筋のものではないかと思ふのです。日ソと日中の両方をてんびんにかけて右往左往するうちに、日本は外交の失点をかせぐ危険があると思ふのですが、まず手のつけやすいところから道を開いていくという意味で、日中、日ソ平和条約の締結について、条件の厳しくない判断でできる日中平和条約の方へ先に手をつける。前の橋から渡る。日ソは二十年の歴史が重なるものだからおぼつかしいところがあるから、それを一々ながめておつたらせつかつく日中の問題がむづかしくなる。この關係という言葉を、そのまゝと道義的な、風と太陽の關係から見た見方だといふ軽い気持ちでいけば、ソ連だつてそうまなじりを決する問題ではないと思ふのです。日本外交の一つの大きな柱をそうした力で解決するのではなくて、太陽の光をもつて、それぞれの国と思想的にいろいろな対立があつても、日本外交は、アジアの太陽の國家であるというおほらかな気持ちを持つて処理されれば自然に解決する問題だと思ふのです。就任はどない大臣とはいへ、すでに実績を積まれた、いま顧みてなつかしさにたえない小坂先生、その点について決断をされる時期が来ておると思ふのです。

○小坂國務大臣 王道、霸道に對しまするお考え、私、全く受田先生と同様に考えます。この關係という言葉を、御承知のように一九七二年二月の上海コミュニケでございます。キンジャー國務長官自身がどうも火元ではないかなどと言われているわけでございます。非常に突き詰めて法律論議をしますと、いろいろな問題が

あるのでございまして、先生の言われたような力を用い、権力を用いて他を圧迫する、そういうことではないかという意味に解すれば、私はおのずから道が開けるように考へておるわけでございますが、何分にも相手のあることとございまして、十分に話し合ひをしてみたいといふふうな考へておるわけでございます。

それから、ソ連との關係でございますが、これはもう二十年の歳月をけみしまして、共同宣言以來、逐次經濟協力その他で友好は深まっておりますけれども、何といつても領土問題がネックになつておるわけでございます。われわれは、四つの島、これは日本の固有の領土であつて、何として返還を見なければ平和条約が結ばないという立場をとつておりました。私はどなたが政權をとつてもこれは変えられないことだと思つておりました。

実は先般、参議院でちよつと申し上げたのでございまして、日本の国内で四つの島の返還につきまして、二島をまずもつて、それからあとの方を解決するとか、あるいは千島とか樺太までこれは今後の問題になるとかいろいろ意見もございまして、先般の国会決議もいただいたのでございまして、四島等の「等」を取りまして、四島といふことはどういふふうな考へておるわけでございます。各党のコンセンサスをいただきます。私どもに強い交渉の立場をお与えいただくことは、いかにがなるものであろうかといふふうにも考へております。これは私見でございますから、いろいろと御相談に上がらせていただきたいと思つております。

いづれにしても、そういう領土問題は日中間にはございせん。尖閣列島の問題がいろいろ言われますけれども、これはわが方が主權を現にあそこに行使しているところとございまして、問題は非常にその点はなだらかな道があるように存じておるわけでございます。ぜひともこの日中についてできることからという意味で進めたい。これ

は決して、早くやつた方とより友好的だとか等距離でないとかそういう意味でなくて、あるいはアジアの將來を考へます場合に、日中の平和友好條約を早く結んでしまふと非常に具体的な困難がないならば、これはぜひ進めべきであらうといふぐあいに考へておる次第でございます。

○受田委員 いま私があえて指摘した日中と日ソとの困難度を見たときに、領土問題がないだけに日中の關係は手がつけやすい。

それで、日中の平和条約締結へのガンは、この關係という点でございます。

○小坂國務大臣 さようでございます。

○受田委員 そうあれば、いま私が解釈したようなところでこれを結ぶことによつて、この日中の關係問題を了解した上で結んだそのことは、何か軍事同盟、不可侵條約のような裏づけの條約であつて、他の國、たとへばやがて中国とソ連が戦つたようなときにわれわれが中国に加担するやうなひものついた條約といふ意味の東縛や義務がある條項じゃないと私は思ふのです。そうじゃないですか。

○小坂國務大臣 おっしゃるとおりでございます。日本は平和憲法のもとにおきまして他國と軍事同盟などはやつてみようのないことになつておるわけでございます。そういう軍事同盟的なものではないかと考へるやうなことが自體あり得ないことであると思つております。

○受田委員 それだから、したがつていづれを選ぶかとなれば、日中の方が非常に安易である、こういう感じが私はするのですが、大臣、先般御就任間もなくしてアメリカへ飛べ、ニューヨークにおいて國連総会に臨まれた。グロムイコ外務大臣と小坂外務大臣が會談されたときに水さえ出なかつた、あれは本當ですか。ちよつとやうてください、これはやはり礼の問題です。

○小坂國務大臣 水も出ませんでございまして。

○受田委員 水も出ない會談というものは、これは水よりも冷たいことになつておるのですが、私は非常にさびしいですね、外務大臣同士がそういう大事な

国際間の会談をされるに、そういうさびしい状態があったという事は。

そこで、まず日中の間では留学生の交換などはすぐやっていた話じゃないですか。勉強したいのが日本に來たい、向こうへも行きたい。留学生交換はどうなっているのですか。

○中江政府委員 現在日中間で交換されておりまして留学生の数は、中国から日本に來ております者、政府派遣の者が十三名、民間からの者が十四名、合計二十七名、日本から向こうに行つておりますのは、政府留学生七名、民間から約二十名、こういう数で、お互いに留学生の交換を文化協定その他何らかの取り決めによつて制度化することはいかぬかという考えは、昔から——昔からというが国交正常化後からいろいろの方面から考えられておりまして、政府でも機会を見て中国側の意向を打診したことがございます。ただ、中国側の最近の態度は、文化協定を締結することはいまのところは考えていない、こういうことではございまして、一九七三年の四月にメキシコとの間に交換公文を結びましてそれ以降は、中国はいずれの国とも文化協定を締結することによって留学生の交換を制度化するという考え方をとっておりません。これは相手のあることでございまして、日本側としては、中国側がそういう考え方でなくて、やはり文化協定でこういうものを制度化していかうということになればいいものをこの話し合いには応じたい、こういう考えですが、御承知のように、日本と中国とは制度が非常に違つておりまして、留学生の選考の問題から始まりまして、宿舍の問題、留学する学校の試験制度の問題、そういう問題で多くの難点はございまして、しかし、これは日中の友好関係にかんがみすれば、その困難を克服して、できれば制度化することの方が望ましい、こういう態度でございまして。

○受田委員 そうした留学生の交換というものは、政治経済だけでなく、もっと自然科学とかその他あらゆる面に交流、いまだく少数ですが、

ね、交換学生というのはまことにタケノコのはしりぐらいの程度しか行つていないということ、文化交換を基本とした文化協定のようなものはない。これは日中の関係を促進するの、この方面からいくとも非常に大事なことで、これは強力に進めてもらいたい。

日ソの関係にはすでに文化交流の協定ができておりましてね。

○橋政府委員 日ソ間の文化的交流に関する取り決めは六年くらい前から存続しております。交換公文の形式による取り決めができております。

○受田委員 これはぜひ進めるべきである。そこで、日ソ関係で一つのガンがどうもいまの時点で領土問題、北方領土がこういふ状態になつた時点で、静かに原点に返つて考えるべきだと思ふのです。ポツダム宣言、ポツダム宣言の前のカイロ宣言、それを通じてわれわれが理解していることは、領土不拡大方針、こういう方針が一応この宣言に決められておる。ところが、あのサンフランシスコ平和条約によつて千島という日本の固有の領土、特に四つの島など昔から伝統的に日本の領土であるものまで含んで、また千島の中、北の千島でさえも、これは明らかに明治八年の千島樺太の交換条約で、正規の手續で交換したのであるから、そういう形のものがございまして、これを尊重して、特にポツダム宣言は受諾したのでございまして、領土不拡大方針という立場のその宣言に基づいてこれを受諾した日本が、日本の固有の領土までも取り上げられるということは、受諾したポツダム宣言違反である、そういうことになりませんか。

○小坂内閣大臣 ポツダム宣言を受諾して平和条約を結んだわけですが、あの受諾演説の中で、吉田全権が千島を放棄するということが、入れたわけではございまして。ところが、その千島とは何ぞやということですが、一八五五年の日魯通好条約、そこに日本とロシアとの境界は択

捉島と得撫島の間の海峡であるということが書いてあるわけですね。それで、先生いま御指摘のように千島はソ連のものでありましたが、その後、一八七五年の千島樺太交換条約によりましてこれが交換された。そのとき以来、日本は暴力によつて奪取したのでもなく、盗取したのでもなく、千島を領有しているわけですね。しかし、これは放棄したのでございまして、これははなはだ残念なこととてございまして。われわれに二言はないと言わざるを得ないと思ふのです。ただ、齒舞、色丹、国後、択捉、この四つの島は、もういまだかつて外国と交換したわけでもない。とにかく日本古来の固有の領土でございまして、何か植物学的に見ましても、この四つの島に生えている植物と千島の得撫から占守に至る十八の島に生えている植物とははつきりと違ふやうでございまして、私もそういう根拠に基づいて、あくまでこれは返還すべきもの、おっしゃるやうに、ポツダム宣言違反であるというふうに思つておるわけではございまして。

○受田委員 そこで、わが国のある政党のお考えの中に一つの、私、問題があると思ふのですけれども、条約論で意見が出ておるわけですが、例のサンフランシスコ平和条約の第二条の何項、つまり千島放棄の条項です。この条項を廢棄して、これを捨てて、そして新たな問題として四島の返還を求めるという見解を持つておる政党がある。これは条約論として可能かどうか、つまりサンフランシスコ平和条約の第二条の何項を廢棄するというのが可能であるかどうか。可能だとすれば条約を改正するのか、あるいは各参加国のそれぞれ了解をとるのか、あるいは日、米、ソの三国の合意で廢棄できるのか、これは条約論として大變大變な問題と思ふので、わが国にこういう見解を表明している政党があることは、外務省御存じだと思ふ。

○中島政府委員 サンフランシスコ平和条約の特定の条項を一方的に廢棄することは認められないと思ひます。

○受田委員 そうすると、一方的に廢棄できない

ということであるので、この政党の見解は不可能なことである、こういう解釈に立つ。

もう一つ、このポツダム宣言にうたわれてあるところの四つの大きな島とその近くにある小さな島という中には、千島の四島が入つておるのかどうか、お答え願ひます。

○橋政府委員 ポツダム宣言の第八項にございまして「カイロ宣言」ノ条項ハ履行セラルベク又日本國ノ主權ハ本州、北海道、九州及四國並ニ吾等——つまりポツダム宣言の当事者「ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」という宣言でございまして、したがひまして、この宣言それ自体は、まず第一に、それのみによつて領土問題を國際法的に確定する性質のものではございせん。別途にそういう領土の処分に關しての國際的な合意というものがあつて初めて領土というものは確定していくと考へてよろしいかと存じます。

○受田委員 私、非常に残念なんです、もともと日本の固有の、特に四島は千島樺太交換条約以前からの、もう日本にひついておる祖先伝来の土地がもぎ取られた。カイロ宣言からの、ポツダム宣言からの意圖から見てもおかしなかつたやうで領土不拡大方針の違反をやつておる。これに對して外務大臣たちは歴代、あの四島を、カイロ宣言あるいはポツダム宣言のどこから見ても、領土不拡大の原則に忠実にわれわれが従つた立場から見ても、われわれの固有の領土で、手をつけていただくところじゃないかということを強くやつてきたのかどうかです。法律論の立場からと現実の立場と両方から見ても、だれが見ても、周恩来前首相でさえも、これは日本の固有の領土と言つてくれている。それに対して、その日本の働き方というのは大變な働きをしておるのですか、どうですか。

○橋政府委員 この問題につきましては、直接日ソ間では、御存じのとおり二十年前の日ソ共同宣言、これを交渉してまゝとします過程において、法律論から、實際論から、歴史的な話から、すべてまず皮切りに議論をやつて、その結果、日ソ共同

宣言においても、領土問題を含む平和条約の問題がいわば一種の継続審議という形で残ったわけがございませう。自來ソ連との間では、実に多くの先達が累次、法的にも歴史的にもこの四島が日本の固有の領土であるということをソ連には説き続け、まゐりました。一九七三年、当時の田中総理が御存じのとおりモスクワに行かれて首脳会談をして、さらに四つの島について、これが戦後の未解決の問題であるということを確認をされて今日に至っているという状況でございます。

○受田委員 全体に残念なことですが、最近また浜吉丸がソ連の例のピョートル大帝湾でつかまつた。これは向こうから言え、ピョートル大帝湾は豆満江のすそから何と云うかみきまで、は一直線に自分の方の内海であるという宣言をしておるわけですが、逮捕された船というものは日本政府として、ピョートル大帝湾は自分の内海である、こういうソ連の宣言があるから危いぞということ警告しておつたんですか、どうですか。領海十二海里説でいったら十二海里まで行くとはいいますよ。それを向こうは、ピョートル大帝湾は自分の方の内海である、ここでパロートヌイミさきまで一直線に結んだ線の内側は内海である。このことは、こういう船がつかまつたときは本当に悲しいことなんです。日本が十分そこを理理解しておるのかどうか。理解しておるなら危険を冒してまで入るはずはないはずです。お答えいただきたい。

○樺政府委員 ピョートル大帝湾に關しましての日ソの立場の相違は従来からもずっと続いております。この付近で最近つかまつたのは本年に入つて三件目でございませう。昨年より若干多い件数が起つております。したがって、あの方面に出漁なさる向きについては、かねてから關係方面を通じて、問題が起りやすい地域であるということの御注意は行き届くように措置をとつておりまして、最近も、ことしですでに二件起つておりますので、そういう機会にはまた改めてそういう点を關係方面にはよく周知していただくような措置を農林省等を通じてやっております。九月にもその措置をとつております。

○受田委員 措置をとつていてもなおかつこういうことが起つてくるのです。起つてから措置をとつたと言つても措置のとりようが悪いんじゃないですか。こういう事件を頻発させ、政府が行政措置をとりながら、指導をしながらなおこういう事件を起してはいる。残念です。

それからもう一つは、海洋法の規定から言うても、短い距離の場合は湾であるが、こんなに長い距離は湾じゃないのですから、国際司法裁判所に訴えてでもこれを処理する道はあるんじゃないですか。外務省としてはどう考えておるのか。

○中島政府委員 先生のおっしゃられるお気持ちには、ソ連はいつのやうな国際司法裁判所の強制管轄権を受諾していませんので、特定の合意が成立しない限り自動的に国際司法裁判所に持つていくことができないという状況でございます。

○受田委員 そういうことであるならば、泣き寝入りなんだから、あそこに行く船に注意をして、何回もそういう悲劇を繰り返すような外務省、農林省、これは大変な過ちを犯していると思ふのです。そうしてつかまつたらソ連に対して即時釈放を要求している、これを繰り返してはいる。これはまずいですね。外交の指導の大欠陥ではないですか。外務大臣、あなたの時間が短くなつたから、御答弁を願いたい。これこそあなたのサイドで考えなければいかぬ。

○小坂國務大臣 これはいま局長の方から御答弁したように、国際法上認められないが、實際問題として拿捕が生じているというものであります。そこでわが方は周知徹底方を指導しております。最近においても九月二十九日、再度海上保安庁から注意喚起したところでございませう。どうもはなはだ遺憾でございますが、今後さらに注意喚起してまいりたいと思ひます。それからなお舊参の問題等についても同様でございます。

さういまして、われわれはそこにお墓があるというところは先祖から住んでおるということ、でございませう。参があるのだというわけでは従来そういうことが許されておつたのですが、ことしになりました。ピザを持っていくということになれば、これは外国であるということ、こちらが認めることになりまして、實際問題としてできないということになってきて非常に遺憾なことであるというふうになっておるわけでございます。

○受田委員 遺憾で片づかない国民の感情もありまして、外交の努力というものはもとと徹底するやうに。不正の外交は最後には正義の前に軍門に下る、これが覇権者の常であります。正義の戦いは常に最後は勝利にならなければいかぬです。正しい方が負けて不正が勝つというやうな外交はいかぬわけですから、太陽の外交によってひとつ、それからもう一方は、国内で十分な行政指導をされて間違ひを二度と繰り返さない。

最後に大臣がおいでになる間に、大臣が行かれた後は事務当局に聞かしてもらうことにして、私は日朝關係にちよつと觸れてみたいのです。

現在南北の双方を承認している国は何かあるか、または南もしくは北のみを承認している国は幾らあるか、それぞれ数字をお示し願ひたい。

○小坂國務大臣 双方を承認している国が四十八カ国でございます。それから北の方を承認している国が九十一、南を承認しているのは九十六でございます。

○受田委員 まさに伯仲のところへ来ておるわけですが、もう双方に対して國際世論は公平にいつておる。それから、國連總會でこそついに日の目を見なくて済んだやうなものです。南北両朝鮮の國連加盟に一応日本政府としても努力をしよう問題の解決に当たりたいというお気持ちがあった。そこまで来ておるなら、日本は現に韓國を承認して國交を進めておる、國際世論も南北に公平にいつておる、そうしてわれわれと同じ西歐の諸國家でもそういう措置をとつておる、承認しておるのが

もうほとんど伯仲しておるという時点で、朝鮮民主主義人民共和國に対して、別に思想はどうだということとは抜きにして、これは當然追つかけて承認をして、そして國連總會等に両方を承認した日本の立場からあつせんのをとるならば、より効果があると思ふのがね。これはどうしてそういう方向へ行けないのか。また今後行くやうに努力しようとするのか。

國際世論にこたえるにおいても、隣國の一番近い日本、しかも日本国内には朝鮮民族は六十何万もおる。その民族の側から見ても、やがて平和統一して朝鮮半島に幸せな國ができることをわれわれは祈りたいです。國際世論がそこまで来ておるのに、あえて北へ手をつけないのはどこに原因があるのか。これは小坂大臣、このあたりでひとつ追つかけて北を承認して、國際場裏で日本が南北の平和的な統一に深い願いを持つておるんだということを示す必要があるのではないですか。國際世論はそこまで来たのです。かつては北はオースリティーという意味で單なる場当たり的な安保理事會などで答えを出したことがありますが、いまやもう獨立國家として九十何カ國がそれぞれ南北を承認しておるという、そこまで来たんです。これは日本外交の大英断をふるうときが来ておると思ふのです。

○小坂國務大臣 朝鮮民族の幸せを祈る気持ちは私は全く受田先生と同じでございますが、ただ日本としまして、御承知のように実は非常に微妙な問題があるわけなんです。われわれとしましては韓國との間に友好親善を進めておりますが、やはりわれわれとすれば何と云うか、あつてはならないというふうな思ひがございます。実は、朝鮮半島の事情というものは、御承知のようにアメリカと中國とソ連と、その三巨國の利害關係が複雑にかからみ合つてそこに均衡を得ているやうな状況でございます。その均衡を破るやうな状況があるをわが國からいたしますことは非常に問題がある

というように考えております。ことに北の朝鮮民主主義人民共和国の側においては、韓国を認めていないわけですが。今度、御承知のようにやはり韓国を頭越しにアメリカと交渉したいというようなことを言っておりますのでございまして、その段階で私どもの立場から、これを両方同じように見て問題が解決できるであらうかという点が非常に問題だと思っております。私どもは、何としても韓国のわが国に対する信頼感を損なつてはならないと思ひます。しかし、それと同時に、北の側に関しまして、人の往来その他は、一ことと比べものにならないほど往来もふえておりますし、したがっていろいろな意味における交流も進んでおるわけでございますから、その立場の中からは、両方の問題について、日本という国は畏敬すべき国であるという信頼感をかり得て、さらに行く行くはこの双方の間に平和な関係が樹立できるようなことを望んでおるわけでございます。さしあたりは、国連において双方が希望するならば、双方が同時に国連に加盟することも結構じゃないかというようなことを申しておるわけでございますが、一ことはそういうことを申しますと、いまの南北の地位を固定化するものだというような非常な反発があつたわけでございますが、その点は若干変わりつつあるように感じておるわけでございます。いずれにいたしましても、われわれとしては、本当の近い隣国である韓国並びに朝鮮民主主義人民共和国が仲よく一つの民族として統一されて、わが国との友好関係を持つことを望むわけでございますが、なかなかそれには過程がある、プロセスがあるというふうな感じを持っておりま

す。

○受田委員 大臣にこういう質問を終わりました。お立ちいただいたいいことにしますが、私は韓国へも参りました。また朝鮮民主主義人民共和国へも参りました。両方の国家の最高責任者たちとお話ししながら、この隣国の両国が同じ民族が三十八度線、政治路線で分断されている悲劇、肉親にそれぞれ交流したい、手紙を出したい——何

か四年前の七月四日のあの協定などは本当にいい協定だと思つておつたわけですが、韓国の立場も私はわかる、北朝鮮の立場もよく知つておりますだけに、これはやはり日本は外交において韓国との従来の友好を続けながら、同時に国際世論はもう九十一と九十六というように接近しておる。五十近く双方を認めておる国もあるんですから、その中において両方を認める一番隣国として、この両国の平和的な統一を招く、むしろ北朝鮮も承認してやつた方が韓国との関係も理解させながらやる手は幾らでも私はあると思うのです。

だから、私が非常にさびしく思うのは、韓国だけ行つた人は、北朝鮮を見ない人は、もう韓国サイドに物を判断する。それから北だけ行つた人は、南へ全然行かないで悪者のように思つてこれを判断しておる。しかも日本の政党はそういうところで、自民党は韓国サイド、他の野党は北朝鮮サイド。両方とも、それぞれの国を両方行つて国情を見ていこうというふうな気持ちはない。一方だけ見たら一方は行かぬ、こういうふうな態度でおるものだから、そこにこの両国の統一に、一番隣国で一番近い国が手がつけられないのですよ。私はこれはひとつ思ひ切つた手だてをされる時期が来てると思うのです。私はそれだけに、兩國をよく知つておるだけに、この二つの国が一本になつて——どこから見ても政治路線で分けられたという悲劇の国なんですから、これは一本になる、民主主義の国として一本になつていくべきだと思つておるわけですが、小坂先生は北へ行かれたことがないですかね。

○小坂國務大臣 まだございません。

○受田委員 それは個人、代議士としても私は行つていただくべきだ。私たちも、韓国もよく理解して、北朝鮮も理解する、こういう立場で物を見てきておるだけに、一方だけ見て、一方の方は全然目が見えぬようにならぬ合が續いておるわけですよ。非常に悲劇です、これは。

そこで私最後に、大臣、私がいま提案したことを進めていただくことを要求すると同時に、北朝

鮮側で漁船が拿捕されている。何回もやられてい

る。こういうことをひとつ何とか手を打つて、あの北の国とも漁業協定のようなのは、たとえ国交が回復しなくても漁業協定のようなのは結んで双方の漁業振興を図るような手だては、これはもうしてもいいんじゃないですか。国交が開けておらないから協定が結ばれないという外交はないと思うのです。どうですか。民間だけでもいいんですよ。

○中江政府委員 これは一年前の松生丸事件のとき一部日本の漁業界で非常に必要が痛感されて、民間漁業取り決めが結ばないものだろうかと、民間漁業協定はあつたわけでございますけれども、その場合に、北朝鮮の方では政府の保証が必要だといふような抽象的な話は聞きましたけれども、具体的にどういふ協定に基づいて、それについて政府がどの程度の保証をしなければならぬのかといふ点についてはまだ具体化した話はない。いまでもその点から検討ができないというものが正直なところの現状でございます。政府といたしましては、民間でちよいと日中正常化前に日中間に民間漁業協定がありましたように、もし日朝間で民間の漁業協定が締結されて、それについて政府として何らかの実施が円滑にいくようにできる範囲のことがあるならば、これは前向きに検討しようという姿勢でおるわけでございます。

○受田委員 前向きな姿勢でおる、これは前向きな姿勢をなるべく強い姿勢に切りかえるようにや

つてもいいかと要求します。

大臣がいなくても私お話を進めなければならぬのです、まだ与えられた時間が七分ありますから。

ベトナムの件に触れます。この法案、統一ベトナムに対して新しい大使館を置くわけですが、統一ベトナムを承認している国は何国ございしますか。

○中江政府委員 私は、手元に來ておると思つておりましたが、ちよつと数字があれしまして……。

○受田委員 大まかでございます。

○中江政府委員 はい。調べまして、すぐにお答えします。

○受田委員 この法律案そのものが統一ベトナムに対して大使館を置くわけですが、その在勤俸を決めるわけですが、したがって、その統一ベトナムを——アメリカはまだ承認していないんですね。

○中江政府委員 アメリカは承認しております。

○受田委員 そうでしょう。アメリカは承認していない。それを日本は承認して、大使館を置いて、そして在勤俸を相当の金額を上げよう。これを見ると在勤俸の最初の一番高い分を六万も引き上げるような在勤俸をやられるわけですが、そういう法案を出されておる。そのベトナムというのは國際的にいまだどのぐらいの地位にあるのか、これは外務省でも当然用意しておかなければいけないことなんです。だから、どのぐらい承認して、その承認した国はどこでございまして、それで日本がそこに大使館を置くんだ、こういう問題になる以上は、これは法案に直接つながる基本的な問題なんです。われわれがベトナムを知るのに一番大事なことなんです。アメリカは承認してないが、ほかに一体何国承認した国があるか、そしてその承認した国はどのよういふ形であるか、西欧民主主義国、共產圏、いろいろあるでしょう。それはもう一番基本の問題で、私は質疑通告していませんでしたが、これはわかると思うから、韓国の方は質問したけれども、これは法案に直結するから当然用意されておると思うわけですが、ありませんか。

○中江政府委員 ありました。どうも失礼いたしました。外交関係を樹立している国が九十七カ国でございます。

○受田委員 そこまで進んでアメリカがどうしてこれを承認しないのかということですが。

○中江政府委員 これはアメリカの事情でございまして、私がこゝで申し上げることがアメリカの考えをすべて代表しているかどうかについてはちよつと問題があるかと思ひますが、一般的に考

ものはございましたが、同時に、わが国の領空を侵犯しているという事実もございます。したがって、それについての必要な調査は当然わが国として行うべきものである。ただ同時に、わが国の処理の仕方というのは、国際的に見ても、法的にも、あるいは過去の類似の事例に照らしても、必要かつ合理的であり許容されたものであると認められるもの、そういう態様、範圍において行うべきものである。一般的にそういうものでなければならぬ。かつ、国際的な面で言えば、先生御指摘のとおり、ソ連との關係についても、日ソ双方は別に戦争をやっておるわけではございませんので、こういう偶発的な事件によつて基本的な關係というものが損ねられてはならない。国際的な法的に、あるいは慣行から言うても、事例から言うても、正しい処置をしておるのであれば、究極的にはソ連は、いろいろな立場はあると思いますが、わが国の考え方を理解してくれるべきものである、そういう大きく言えば二つ、細かく言えば三つの柱を基準にして本件の処理を考えました。したがって、必要な保管とか調査はする、しかし、それは合理的な範圍で行う、そしてなるべく早い時期に、返還し得る時期にこれを最終的にはソ連に返還するという想定のもとに本件の処理に当たつてまいつたわけでございます。現実に事件は九月六日に起こりましたが、九月二十八日ニューヨーク時間、二十九日日本時間でございます、小坂外務大臣からグロムイコ外務大臣に対して、ニューヨークでの会談に際して返還の方針も明確に向こうへ伝えたという運びになっております。

○受田委員 終わります。

○渡辺委員長 次回は明後十四日木曜、午後一時三十分理事會、二時より委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後六時二十四分散會

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

別表第一の一 大使館の表アジアの項中

在ヴェトナム共和国日本国大使館

ヴェトナム

ム人民共和国

サイゴン

を「在ヴェトナム日本国大使館」に改める。

ヴェトナム

別表第二の一 大使館の表アジアの項中

ヴェトナム共和国

550,000 450,000 445,000

300 415,000

373,800 330,000 288,800

255,600 228,100 208,900

195,200 170,500

300 467,100

421,600 372,600 327,100

289,900 259,500 237,500

222,300 193,300

156,700 143,000

を「ヴェトナム」

610,000 530,000 516,800

485,900

178,100 162,900

387,100 339,400 300,800

269,000 246,200 230,300

200,500 184,600

168,700に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由

ヴェトナム社会主義共和国の成立に伴い、在ヴェトナム日本国大使館を設置し、及び同大使館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を設定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。